

## 第2回これからの地域福祉のあり方に関する研究会議事次第

日 時：平成19年10月19日（金）

10：00～12：00

場 所：KKRホテル東京 10階 瑞宝の間

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 地域福祉が取り組むべき課題 ～地域の要支援者について～  
【報告者：釧路地区たんぽぽの会代表 岩渕雅子氏】

(2) 社会福祉協議会について  
【報告者：全国社会福祉協議会地域福祉部長 渋谷篤男氏】

(3) その他

### 3. 閉 会

(配付資料)

資料1 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の今後の進め方

資料2 地域福祉の現状と課題（社会・援護局地域福祉課）

資料3 高齢者虐待、孤立死の現状と課題（老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室）

資料4 児童虐待の現状と課題（雇用均等・児童家庭局総務課児童虐待防止対策室）

資料5 釧路地区たんぽぽの会（釧路地区たんぽぽの会代表 岩渕雅子氏）

資料6 社会福祉協議会の現状（社会・援護局地域福祉課）

資料7 社会福祉協議会の組織と活動（全国社会福祉協議会地域福祉部長 渋谷篤男氏）

資料8 第1回研究会の主な意見

資料9 第1回研究会議事録

## 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の今後の進め方

回	日時	内 容	
		テーマ	既存施策のレビュー
第2回	10月19日(金) 10:00~12:00	<b>「地域福祉が取り組むべき課題～地域の要支援者について」</b>  【報告者】 ○「地域の現状と問題（事務局資料）」地域福祉課 ○「高齢者虐待、孤立死」 老健局 ○「児童虐待」 雇児局 ○釧路地区たんぽぽの会代表 岩淵雅子氏	<社会福祉協議会>  【報告者】 全国社会福祉協議会 地域福祉部長 渋谷篤男氏
第3回	11月9日(金) 10:00~12:00	<b>「地域の要支援者への支援のあり方について」</b>	<民生委員・児童委員>
第4回	11月19日(月) 14:30~16:30	<b>「地域福祉を進めるためのシステムのあり方について」</b>	<福祉サービス利用援助事業> <地域福祉計画>
第5回	12月3日(月) 10:00~12:00	<b>「住民参加の推進について」</b>	<ボランティア>
第6回	12月14日(金) 10:00~12:00	<b>「地域福祉活動を支える財源等について」</b>	<共同募金> <生活福祉資金>

# 地域の現状と問題

～地域において対応が求められている問題～

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課

## 地域で問題となっている生活課題や対象(第1回研究会意見から)

- ゴミだしや電球交換のようなちょっとしたことの手助け(を頼める相手がいなくて困っている人がいる)。
- 認知症高齢者等の見守りのみでの長時間の対応。
- 入退院時や一時帰宅時のケア。
- 冠婚葬祭や意欲向上のための外出(散歩等)など、必要性の判断が分かれるような要請への対応。
- 周りとうまくいかない人や周囲が迷惑とを感じるような人(地域はどうやってそれを追い出すかを考える)。
- 介護に追われているなど(必要があるにもかかわらず)地域との関係を持つ余裕自体のない人への対応。
- コミュニケーションが難しい人、自分で自分の生活を壊してしまう人、虐待している自覚のない人。
- 男性の自立の問題。(家事ができない。一人暮らしになると生活ができない。)
- 外国人労働者。日本人と同様に生活課題をもっているが労働問題に規定されており問題が複合化している。
- 要介護者と精神障害者、DVと子どもというような複合的な課題のある世帯に対し、責任を持って複数の制度を組み合わせる人がおらず、ひとつの家庭を支えきれない。
- 自死遺児、難病家族など少数者への地域の差別偏見、無理解。

- ⇒制度の外にあるニーズへの対応が必要
- ⇒制度の谷間にある者への対応が必要
- ⇒生活を支える総合的な支援が必要
- ⇒差別偏見、孤立への対応が必要

## 孤立死

○東京23区内の自宅で誰にも見取られずに死因不明の急死や事故死(自殺を除く)を遂げた単身者は、2718人。

・このうち男性が7割(1836人)を占める。

・65歳以上では男性は55%であるが、中年実年世代では全体の9割近くを男性が占める。

・死後3-6ヶ月での発見は男性が14人、6ヶ月以上が3人で女性はゼロであった。

[2004年度東京都監察医務院データ 2005年6月24日東京新聞]

○東京都営住宅の一人暮らし世帯で2004年度に孤独死した309人のうち17人が死後1ヶ月以上放置されていた。死後1週間以上たって見つかった67人のうち男性は53人と8割近くに上った。

[都住宅供給公社資料より 2005年5月7日東京新聞]

⇒ 単身者の孤立の問題(特に中年実年を含めた男性単身者)

\* 詳細は資料3(老健局)参照

## 徘徊死・不明者

○屋外を徘徊中、死亡、行方不明となった高齢者は、2004年1月から12月末までの1年間に約900人に上った(警察庁調査)。全国の警察署に寄せられた徘徊高齢者に関する捜索願や110番通報は、2万3668件。このうち死亡が確認された548人、行方不明のままは357人に上った。一方、無事に発見されたのは1万7842人、本人が自分で帰宅したのは4921人。多くが、認知症高齢者で、発見、保護に時間がかかることが原因とみられる。

[2005年9月22日読売新聞]

⇒ 地域の人々による発見が必要

## 高齢者虐待

○被虐待者のうち虐待されている自覚があると思われるものは5割弱。多くが虐待されている自覚がない。  
[医療経済研究機構『家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書』2004年3月]

⇒ 被虐待者自ら訴えることがないため、周囲による発見が必要

\* 詳細は資料3(老健局)参照

## 児童虐待

○児童相談所における相談者は増加の一途。(1996年度4,102件⇒2006年度37,343件)

○虐待が行われた家族の特徴として、賃貸の集合住宅居住が多く、「経済的困難」と「親族・近隣・友人からの孤立」があることが指摘されている。

[東京都福祉局調査2001年10月]

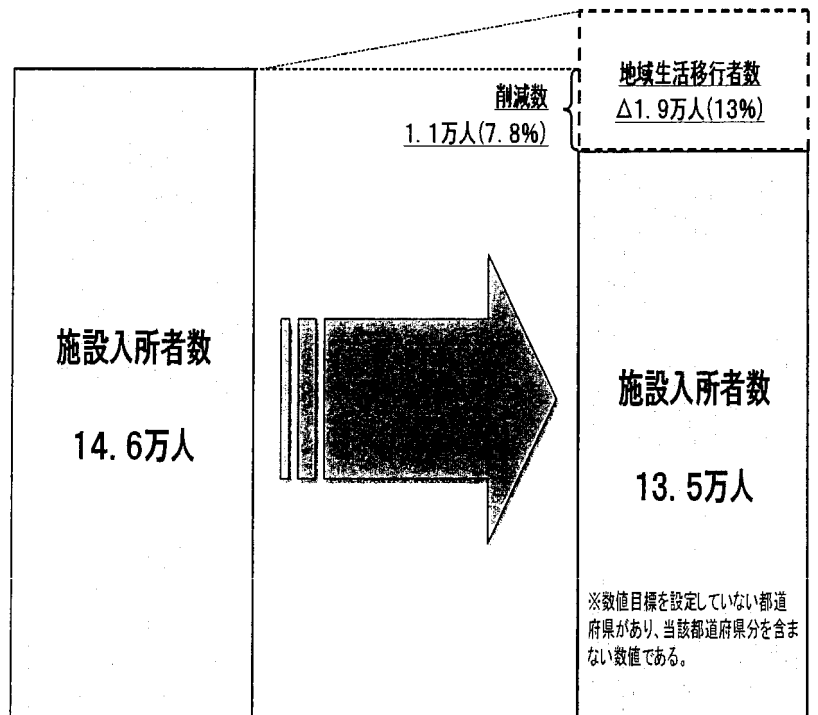
⇒ 孤立している子育て家庭の問題

\* 詳細は資料4(雇用均等・児童家庭局)参照

# 障害者の地域移行

## 【数値目標】福祉施設からの地域生活への移行

○施設入所者の地域生活への移行については、平成23年度までに現在の施設入所者(14.6万人)のうち、1.9万人(約13%)が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、現在の施設入所者のうち1.1万人(約7.8%)が削減されることを見込まれている。

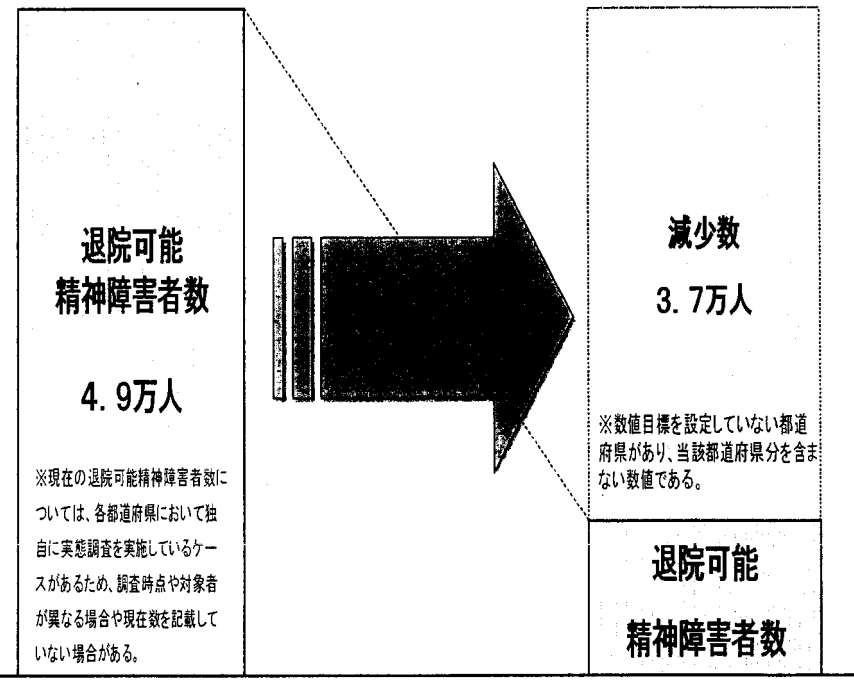


【現在(平成17年10月時点)】

【平成23年度末】

## 【数値目標】入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

○退院可能精神障害者については、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(以下、退院可能精神障害者。)4.9万人のうち、平成23年度末までに3.7万人を退院させることを見込まれている。



【現在】

【平成23年度末】

## 消費者被害

○2005年の悪質リフォーム被害は222億円で前年の16倍以上。〔警察庁まとめ〕

○近年、高齢者・障害者の消費者被害は増加の一途を辿っている。特に、一人暮らしで、周りに相談する人のない高齢者が悪質事業者の格好の標的になっている。

○全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数は、増加しており、2006年度は約13万件で、相談全体の12%を占めている。〔国民生活センターHP〕

### 契約当事者が70歳以上の年度別推移(2007年7月10日時点の件数)

2001年度	56,915件
2002年度	76,576件
2003年度	99,033件
2004年度	129,392件
2005年度	139,211件
2006年度	133,542件
2007年度	16,324件 (前年同期 23,127件)

### 上位販売方法・手口

1位 家庭訪販(24,860件、35.3%)

\* 販売業者が消費者の自宅を訪問し、商品やサービスを勧誘・販売する方法。

2位 電話勧誘(9,605件、13.6%)

\* 消費者の自宅へ電話をかけ、商品やサービスを勧誘する。

3位 次々販売(5,099件、7.2%)

\* 一人の消費者に次から次へと契約させる商法。

⇒ 身近な相談者、生活変化を察知できる関係が必要



## 災害時要援護者

○近年の風水害や地震では犠牲者の多くを高齢者が占めており、高齢化が進む中において高齢者、障害者、日本語のわからない外国人などの災害時要援護者の避難支援等が課題となっている。

### 新潟中越沖地震による被害状況(2007年7月16日発生)

死者11人のうち、10人が高齢者(柏崎市9人、刈羽村1人)

- ・ 70歳代7人、80才代3人
- ・ 建物の下敷き9人、外傷性硬膜下血腫1人
- ・ 男性4人、女性6人

[新潟県災害対策本部]

<参考> 柏崎市野人口は、約9万4000人、高齢化率25.6%。刈羽村高齢化率は26.4%。

⇒災害時に力を発揮する日常的なつながりや支えあう活動の必要

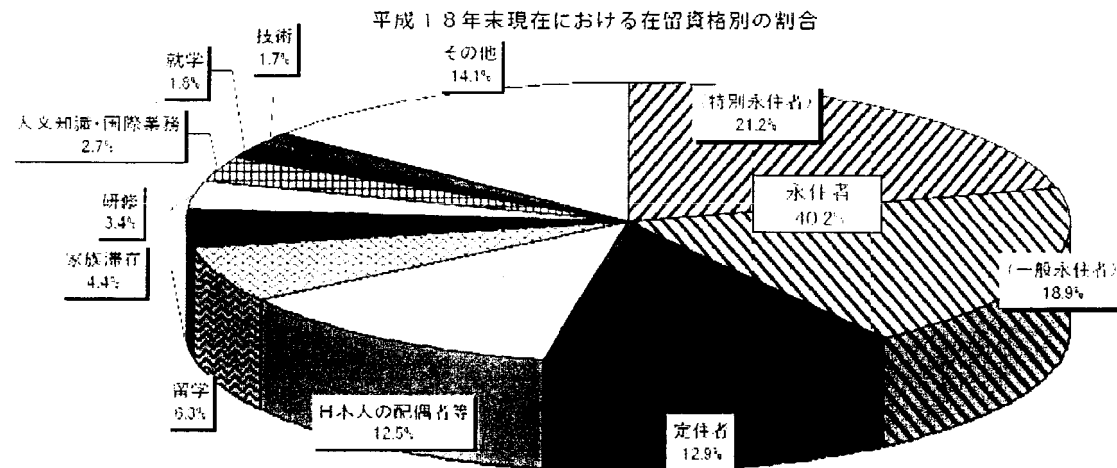
## 外国人登録者

○外国人登録者数は、約208万5,000人となり、過去最高を更新。我が国総人口の1.63パーセントを占める。

○外国人登録者の国籍(出身地)の数は188(無国籍を除く。)であり、韓国・朝鮮が全体の28.7パーセントを占め、以下、中国、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続いている。

○外国人登録者数が最も多いのは東京都(36万4,712人)で、全国の17.5パーセントを占めている。以下、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、兵庫県、千葉県、静岡県、岐阜県、京都府の順となっており、上位10都府県(146万1,354人)で全国の70.1パーセントを占めている。この10都府県の中で、平成17年末と比較して増加率が高いのは岐阜県(7.6パーセント)及び愛知県(7.1パーセント)である。

○在留資格の構成比は、「永住者」(一般永住者と特別永住者を総称。)が83万7,521人で全外国人登録者の40.2パーセントを占め、以下、「定住者」が12.9パーセント、「日本人の配偶者等」が12.5パーセント、「留学」が6.3パーセントと続いている。平成17年末と比較して、「研修」及び「就学」がそれぞれ30.3パーセント、30.5パーセント増加している一方で、「興行」は、42.1パーセント減少している。



[2007年5月

法務省入国管理局]

国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

（各年末現在）

国籍 (出身地)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)
<b>総 数</b>	<b>1,482,707</b>	<b>1,512,116</b>	<b>1,556,113</b>	<b>1,686,444</b>	<b>1,778,462</b>	<b>1,851,758</b>	<b>1,915,030</b>	<b>1,973,747</b>	<b>2,011,555</b>	<b>2,084,919</b>
韓国・朝鮮	645,373	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219
構成比 (%)	43.5	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1	30.8	29.8	28.7
中 国	252,164	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741
構成比 (%)	17.0	18.0	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1	24.7	25.8	26.9
ブラジル	233,254	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979
構成比 (%)	15.7	14.7	14.4	15.1	15.0	14.5	14.3	14.5	15.0	15.0
フィリピン	93,265	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488
構成比 (%)	6.3	7.0	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7	10.1	9.3	9.3
ペル ー	40,394	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721
構成比 (%)	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.8
米 国	43,690	42,771	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321
構成比 (%)	2.9	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5
そ の 他	174,567	189,442	196,805	225,308	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450
構成比 (%)	11.8	12.6	12.9	13.4	13.8	14.3	14.5	14.6	14.8	14.8

## 自殺者

○1998年から9年連続3万人を超えた。

○あしなが育英会の高校奨学生の自死遺児採用数は、2000年度144人で、3年前の1998年度21人の7倍に急増。[2001年10月あしなが育英会高校奨学生の出願書類調査結果]

○2006年中の自殺者の概要 [2007年6月 警察庁報告書]

### 1. 総数

自殺者の総数は32,155人で、9年連続3万人を超えた。性別では、男性が22,813人で全体の70.9%を占めた。

### 2. 年齢別状況

「60歳以上」が11,120人で全体の34.6%を占め、次いで「50歳代」(7,246人、22.5%)、「40歳代」(5,008人、15.6%)、「30歳代」(4,497人、14.0%)等の順となっている。

### 3. 職業別状況

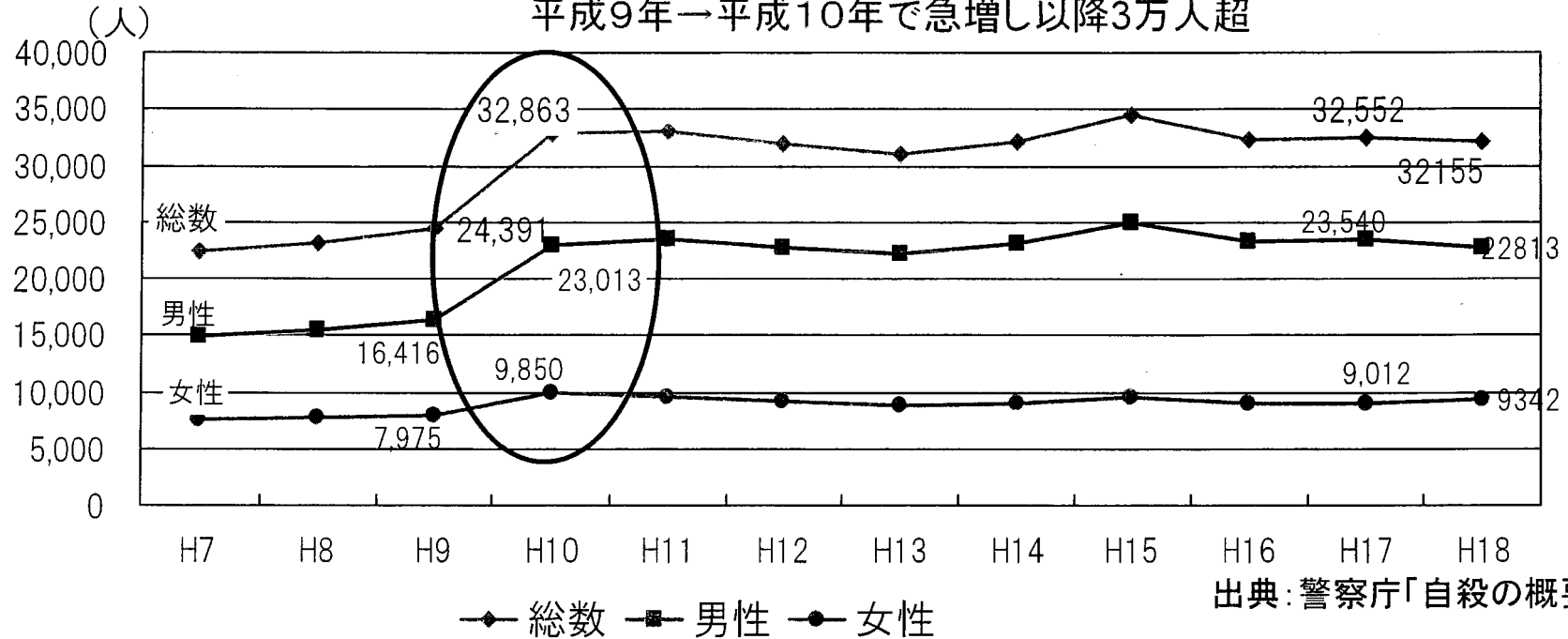
「無職者」が15,412人で全体の47.9%を占め、次いで「被雇用者」(8,163人、25.4%)、「自営者」(3,567人、11.1%)、「主婦・主夫」(2,658人、8.3%)等の順となっている。

### 4. 原因・動機別状況

「健康問題」が4,341人で遺書ありの自殺者の41.5%を占め、次いで「経済・生活問題」(3,010人、28.8%)、「家庭問題」(1,043人、10.0%)、「勤務問題」(709人、6.8%)等の順となっている。

# 近年の自殺者数の推移

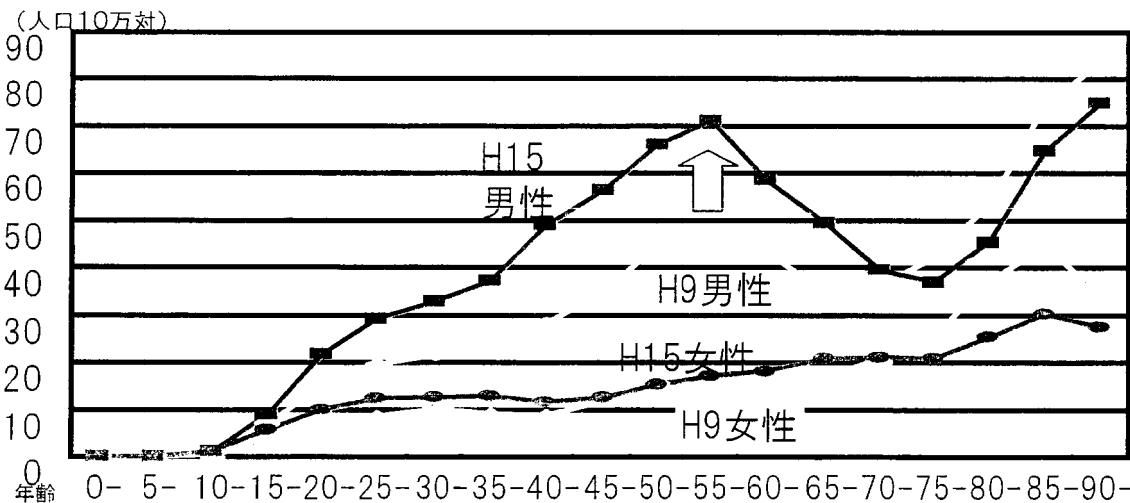
平成9年→平成10年で急増し以降3万人超



出典：警察庁「自殺の概要」

# 各年齢層における自殺率の変化

働きざかりの世代の自殺率がこれほど急激に上昇に転じた例は世界的に見てもほとんどない！



平成9年及び平成15年  
人口動態調査より

# 高齢者虐待、孤立死の現状と課題

平成18年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(暫定版) …【P 1】

高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(「孤立死」ゼロを目指して)の開催について ……………【P25】

厚生労働省老健局計画課  
認知症・虐待防止対策推進室

厚生労働省発表  
平成19年9月21日

照会先	老健局計画課 認知症・虐待防止対策推進室
室長	井内 雅明
室長補佐	山本 亨
認知症対策専門官	佐々木 健
電話	03-5253-1111 内線 3868, 3869 03-3595-2168 (直通)

平成18年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等  
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

(暫定版)

目次

結果の概要 .....	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等 .....	1
1. 1. 市町村における対応状況等 .....	1
1. 2. 都道府県における対応状況等 .....	2
(1) 市町村から報告があった事例 .....	2
(2) 都道府県が直接把握した事例 .....	3
(3) 都道府県における公表 .....	3
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等 .....	4
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について .....	7
(参考) 調査の概要 .....	8
調査結果 .....	9

## 結 果 の 概 要

平成 18 年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果は以下のとおりであった。

### 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム</li> <li>・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター</li> </ul>
<p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業</li> <li>・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業</li> </ul>
<p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者</li> </ul>

#### 1. 1. 市町村における対応状況等

##### (1) 相談・通報対応件数

平成 18 年度、全国の 1,829 市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、273 件であった。

##### (2) 相談・通報者（表 1）

相談・通報者の内訳は、「親族」が 24.5%と最も多く、次いで「当該施設職員」が 23.1%、「当該施設元職員」が 10.6%であった。なお、「本人による届出」は 4.0%であった。

表 1 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人	11	67	63	29	2	16	8	16	45	40	297
%	4.0	24.5	23.1	10.6	0.7	5.9	2.9	5.9	16.5	14.7	-

(注 1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

(注 2) %は相談・通報総数 273 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

##### (3) 事実確認の状況及び都道府県への報告

相談・通報総数 273 件のうち、訪問調査（介護保険法又は老人福祉法に基づく立入検査等を含む）等により事実確認を行ったのは 240 件であり、そのうち、「虐待の事実が認められた」又は「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」との理由により市町村から都道府県へ 58 件の報告があった。



1. 2. 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から報告があった事例

ア. 施設・事業所の種別 (表2)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が36.2%と最も多く、次いで「介護老人保健施設」が19.0%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が15.5%であった。

表2 当該施設・事業所の種別

	養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	訪問介護、訪問入浴介護	短期入所施設	認知症対応型共同生活介護	その他	合計
件数	1	7	1	21	11	4	3	9	1	58
%	1.7	12.1	1.7	36.2	19.0	6.9	5.2	15.5	1.7	100.0

イ. 被虐待高齢者の性、年齢 (表3、表4)

性別では全体の7割以上が「女性」、年齢では全体の6割以上が「80歳以上」であった。

表3 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	18	55	3	76
%	23.7	72.4	3.9	100.0

(注1) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

(注2) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、56件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は76人であった。

表4 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	不明・その他	合計
人	5	17	28	22	4	76
%	6.6	22.4	36.8	28.9	5.3	100.0

(注1) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

(注2) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、56件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は76人であった。

ウ. 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢、職種 (表5、表6)

年齢では「40歳未満」が半数以上であり、職種では「介護職員」78.9%、「看護職員」8.8%の他に、「管理者」「施設長」及び「開設者」が合わせて12.3%と1割強であった。

表5 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	29歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人	17	12	1	8	4	15	57
%	29.8	21.1	1.8	14.0	7.0	26.3	100

(注1) 虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を集計。

(注2) 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、49件の事例に対し、虐待者の総数は57人であった。

表6 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合計
人	45	5	4	2	1	57
%	78.9	8.8	7.0	3.5	1.8	100.0

(注1) 虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を集計。

(注2) 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、49件の事例に対し、虐待者の総数は57人であった。

エ. 虐待の種別・類型（表 7）

「身体的虐待」が 72.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.4%、「介護等放棄」が 10.3%であった。

表 7 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	種別不明	合計
件数	42	6	24	4	3	2	81
%	72.4	10.3	41.4	6.9	5.2	3.4	—

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は報告があった事例 58 件と一致しない。

(注 2) %は報告があった事例 58 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

オ. 対応状況等

市町村から都道府県へ報告があった事例 58 件のうち、市町村からの依頼又は都道府県の判断により一部の事例について改めて事実確認を行った結果、最終的に「虐待の事実が認められた事例」が 48 件、「虐待ではないと判断」又は「虐待の事実が確認できなかった」が合わせて 10 件であった。「虐待の事実が認められた事例」48 件では、都道府県又は市町村による介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 45 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」「改善命令」「指定の停止」が各 1 件行われた（表 8）。

表 8 虐待の事実が認められた事例における対応

報告徴収、質問、立入検査、指導	45 件
改善勧告	1 件
改善命令	1 件
指定の停止	1 件
合計	48 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表 9）

市町村から都道府県へ報告があった 58 件のほかに、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 33 件あった。「後日、事実確認予定又は対応検討中」の 7 件を除く 26 件について都道府県が単独または市町村と共同で事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」は 5 件であり、これらに対し、介護保険法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 2 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 3 件行われた。

表 9 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	33 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4 件
事実確認を行ったが、虐待の事実が確認できなかった事例	17 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	7 件

(3) 都道府県における公表

法第 25 条の規定による都道府県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表については、平成 19 年 8 月 31 日現在で 24 都道府県が実施済みであった。

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### (1) 相談・通報対応件数

平成 18 年度、全国 1,829 市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、18,393 件であった。

### (2) 相談・通報者 (表 10)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 41.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が 13.2%、「被虐待高齢者本人」が 11.9%であった。

表 10 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	7,583	1,004	1,682	2,194	2,434	271	1,295	1,249	1,840	298	19,850
%	41.2	5.5	9.1	11.9	13.2	1.5	7.0	6.8	10.0	1.6	—

(注 1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 18,393 件と一致しない。

(注 2) %は相談・通報総数 18,393 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

### (3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

相談・通報総数 18,393 件のうち、91.1%に当たる 16,751 件で訪問調査等の方法で事実確認が行われ、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下「虐待判断事例」という。)の総数は 12,575 件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等については、1,829 市町村のうち、回答に数値の不整合と思われる点等がある 190 市町村を除く 1,639 市町村の回答 (相談・通報総数 13,965 件、虐待判断事例総数 9,884 件) を対象に集計を行った。

### (4) 虐待の種別・類型 (表 11)

「身体的虐待」が 64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 35.6%、「介護等の放棄 (ネグレクト)」が 29.4%、「経済的虐待」が 27.4%、「性的虐待」が 0.7%であった。

表 11 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6,340	2,908	3,520	71	2,705	15,544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	—

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

(注 2) %は虐待判断事例総数 9,884 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

(5) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性及び年齢 (表 12、表 13)

性別では「女性」が 76.9%と、全体の 4 分の 3 以上を占め、年齢階級別では「80-89 歳」が最も多く、全体の 4 割近くを占めていた。

表 12 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	2,284	7,717	29	10,030
%	22.8	76.9	0.3	100.0

(注) 1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 13 被虐待高齢者の年齢

	65~69 歳	70~79 歳	80~89 歳	90 歳以上	不明	合計
人	1,078	3,687	3,987	941	337	10,030
%	10.7	36.8	39.8	9.4	3.3	100.0

(注) 1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

イ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 14)

「同居」が 84.3%と、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 14 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	8,335	1,072	201	276	9,884
%	84.3	10.8	2.0	2.8	100.0

ウ. 虐待者との関係 (表 15)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は「息子」が 37.1%と最も多く、次いで「夫」が 14.1%、「娘」が 13.5%の順であった。

表 15 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1,606	557	4,229	1,543	1,165	287	213	491	532	778	11,401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

(注) 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

(6) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無 (表 16)

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 36.2%と、約 3 分の 1 強の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 59.7%と、約 6 割であった。

表 16 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	3,579	36.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	5,899	59.7
対応について検討、調整中の事例	406	4.1
合 計	9,884	100.0

イ. 分離を行った事例の対応 (表 17)

「契約による介護保険サービスの利用」が 35.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 19.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.7%の順であった。

表 17 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	1,285	35.9
やむを得ない事由等による措置	490	13.7
緊急一時保護	392	11.0
医療機関への一時入院	709	19.8
その他	703	19.6
合 計	3,579	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 18)

「養護者に対する助言・指導」が 42.3%と最も多く、次いで、「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が 24.3%、「見守り」が 22.0%であった。

表 18 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	%
養護者に対する助言・指導	2,495	42.3
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	609	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	671	11.4
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	1,434	24.3
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	686	11.6
その他	1,464	24.8
見守り	1,300	22.0

(注 1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない 5,899 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

(注 2) 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について（表 19）

「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が 91.3%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 67.2%と最も実施率が高かった。一方、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が 39.9%、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が 38.3%、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が 32.0%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が 23.3%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が 19.2%であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町村内部の体制整備や住民及び介護関係施設・事業所への法の周知等に比べて実施率が低かった。

表 19 市町村における体制整備等に関する状況

(1,829 市町村、平成 18 年度末現在、単位：%)

	法施行前から実施又は取組み	法施行後に実施又は取組み	(小計)	19 年度中に実施又は取組み予定	19 年度も実施又は取組む予定なし	無効回答	合計
対応窓口となる部局の設置	40.2	51.1	91.3	5.4	3.2	0.1	100.0
対応窓口部局の住民への周知	15.6	51.6	67.2	23.0	9.7	0.1	100.0
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	21.4	29.0	50.4	21.6	27.8	0.2	100.0
地域包括支援センター等の関係者への研修	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	0.1	100.0
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	0.1	100.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	7.7	43.9	51.6	27.9	20.3	0.2	100.0
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	7.8	36.5	44.2	32.9	22.9	0.1	100.0
介護保険施設に法について周知	6.0	36.9	42.9	28.8	28.2	0.2	100.0
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	0.1	100.0
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	5.6	26.5	32.0	32.9	35.0	0.1	100.0
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	18.0	20.3	38.3	35.9	25.8	0.1	100.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	8.4	14.9	23.3	31.3	45.2	0.3	100.0
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	5.6	13.6	19.2	34.1	46.6	0.1	100.0

## (参考) 調査の概要

### 【調査目的】

平成 18 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【調査方法】

全国 1829 市町村及び 47 都道府県を対象に、平成 18 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

#### ○市町村対象の調査

1. 養護者による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待の種別
  - (4) 被虐待高齢者の状況
  - (5) 虐待への対応策
2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

#### ○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1 及び 2 における具体的内容

虐待があった施設等の種別、虐待の種別、被虐待高齢者の状況、行政が行った対応等

### 【調査結果】

別紙のとおり

### 【利用上の注意】

本調査において、一部の自治体には、回答の数値に不整合と思われる点等があるため、本資料は主な調査項目について集計した結果を暫定値として取りまとめたものである。現在、当該自治体に対し再調査を行っており、再調査終了後、改めて確定値として公表する予定である。したがって、本資料に掲載しているデータは、再調査終了後に変動することがあり得るので注意願いたい。

# 調查結果



# 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

## 1. 1 市町村における対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数

平成 18 年度、全国の 1,829 市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、273 件であった。

### (2) 相談・通報者 (表 1)

相談・通報者の内訳は、「親族」が 24.5%と最も多く、次いで「当該施設職員」が 23.1%、「当該施設元職員」が 10.6%であった。なお、「本人による届出」は 4.0%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

表 1 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人	11	67	63	29	2	16	8	16	45	40	297
%	4.0	24.5	23.1	10.6	0.7	5.9	2.9	5.9	16.5	14.7	-

(注 1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

(注 2) %は相談・通報総数 273 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

### (3) 事実確認の状況 (表 2)

相談・通報総数 273 件のうち、「事実確認を行った事例」は 240 件、「事実確認を行わなかった事例」は 33 件であった。「事実確認を行った事例」240 件のうち、「訪問調査(介護保険法又は老人福祉法に基づく立入検査等を含む)による事実確認を行った事例」が 218 件、「訪問調査以外の方法による事実確認を行った事例」が 22 件であった。

一方、事実確認を行わなかった 33 件における、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 15 件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が 12 件、「その他」が 6 件であった。

表 2 相談・通報に関する事実確認の状況

相談・通報総数	273 件
事実確認を行った	240 件
訪問調査による事実確認	218 件
上記以外の方法による事実確認	22 件
事実確認を行わなかった	33 件
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例	15 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	12 件
その他	6 件

訪問調査による事実確認を実施主体別（表3）にみると、「市町村単独のみ」が181件の他、「都道府県と市町村の合同のみ」が31件、「市町村単独と都道府県と市町村の共同の両方」が6件であり、218件のうち17.0%に当たる37件において、市町村と都道府県の共同による訪問調査が実施されていた。

表3 訪問調査等による事実確認の実施主体の内訳

	件数	回数
市町村単独のみ	181	251
都道府県と市町村の合同のみ	31	39
市町村単独と都道府県と市町村の共同の両方	6	15
合計	218	305

(4) 都道府県への報告（表4）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、法第22条及び法律施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないとされている。

事実確認を行った事例240件のうち、58件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由の内訳は、「虐待の事実が認められた」が42件、「虐待の事実が認められたが、更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が9件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が7件であった。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	58 件
虐待の事実が認められた	42 件
虐待の事実が認められたが、更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	9 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	7 件

1. 2. 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から報告があった事例

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、平成18年度に市町村から都道府県へ報告があった58件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待を受けた高齢者本人の状況、虐待を行った養介護施設従事者等の状況、虐待の種別・類型、対応状況等について集計を行った。

ア. 施設・事業所の種別（表5）

「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が36.2%と最も多く、次いで「介護老人保健施設」が19.0%、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が15.5%であった。

表5 当該施設・事業所の種別

	養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	訪問介護、訪問入浴介護	短期入所施設	認知症対応型共同生活介護	その他	合計
件数	1	7	1	21	11	4	3	9	1	58
%	1.7	12.1	1.7	36.2	19.0	6.9	5.2	15.5	1.7	100.0

イ. 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級別及び要介護状態区分別の内訳について、被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、56件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は76人であった。

(ア) 性 (表6)

「男性」が23.7%、「女性」が72.4%と、全体の7割以上が女性であった。

(イ) 年齢 (表7)

「80～89歳」が36.8%と最も多く、次いで「90～99歳」が28.9%であり、合わせて65.7%と、全体の6割以上が80歳以上であった。

表6 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	18	55	3	76
%	23.7	72.4	3.9	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

表7 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	不明・その他	合計
人	5	17	28	22	4	76
%	6.6	22.4	36.8	28.9	5.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

(ウ) 要介護状態区分 (表8)

「要介護4」が43.4%と最も多く、次いで「要介護5」が17.1%、「要介護3」が15.8%であり、合わせて「要介護3以上」が76.3%と約4分の3を占めた。

表8 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人	%
要支援1	1	1.3
要支援2	1	1.3
要介護1	7	9.2
要介護2	6	7.9
要介護3	12	15.8
要介護4	33	43.4
要介護5	13	17.1
不明	3	3.9
合計	76	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

ウ. 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、虐待者）の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、49件の事例に対し、虐待者の総数は57人であった。

(ア) 年齢（表9）

「29歳未満」が29.8%と最も多く、次いで「30～39歳」が21.1%であり、これらを合わせると「40歳未満」が50.9%と半数以上であった。

表9 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	29歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人	17	12	1	8	4	15	57
%	29.8	21.1	1.8	14.0	7.0	26.3	100

(注) 虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を集計。

(イ) 職種（表10）

「介護職員」が78.9%、「看護職員」が8.8%の他に、「管理者」「施設長」及び「開設者」を合わせて12.3%と1割強であった。

表10 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合計
人	45	5	4	2	1	57
%	78.9	8.8	7.0	3.5	1.8	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を集計。

エ. 虐待の種別・類型（表11）

市町村から都道府県へ報告があった58件の事例における虐待の種別・類型（複数回答）は、「身体的虐待」が72.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が41.4%、「介護等放棄」が10.3%であった。

※ 1件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は報告があった事例58件と一致しない。

表11 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	種別不明	合計
件数	42	6	24	4	3	2	81
%	72.4	10.3	41.4	6.9	5.2	3.4	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は報告があった事例58件と一致しない。

(注2) %は報告があった事例58件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

才. 対応状況等

市町村から都道府県へ報告があった事例 58 件のうち、「市町村による虐待の事実の認定に基づき、都道府県としても虐待の事実が認められたと判断した事例」が 38 件、「改めて事実確認を行った事例」が 20 件であった。改めて事実確認を行った 20 件の結果は、「虐待の事実が認められた事例」が 10 件、「虐待ではないと判断した事例」が 1 件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が 9 件であった（表 12）。

表 12 市町村から報告された事例への都道府県の対応

市町村による虐待の事実の認定に基づき、都道府県としても虐待の事実が認められたと判断した事例	38 件
改めて事実確認を行った事例	20 件
虐待の事実が認められた事例	10 件
虐待ではないと判断した事例	1 件
虐待の事実が確認できなかった事例	9 件

したがって、最終的に「虐待の事実が認められた事例」が 48 件、「虐待ではないと判断した事例」又は「虐待の事実が確認できなかった事例」が合わせて 10 件であった。

虐待の事実が認められた事例 48 件における対応について表 13 に示す。都道府県又は市町村における介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 45 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」「改善命令」「指定の停止」が各 1 件行われた。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」22 件、「勧告・命令への対応」が 2 件、「その他」が 17 件であった。その他の主な具体的な内容は、「虐待を行っていた職員を解雇」「高齢者虐待対応マニュアルの作成」「緊急職員会議の開催」「虐待防止について研修、啓発」「虐待者の配置換え、降格」「施設内虐待意識調査を実施」「被虐待高齢者・家族への謝罪」「施設内に人権委員会設置」等であった。

表 13 虐待の事実が認められた事例(48 件)における対応

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査、指導	45 件
	改善勧告	1 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	1 件
	合計	48 件
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	22 件
	勧告・命令等への対応	2 件
	その他	17 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表 14）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、市町村から都道府県へ報告があった 58 件のほかに、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 33 件あり、「後日、事実確認予定又は対応検討中」の 7 件を除く 26 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 5 件、「虐待ではないと判断した事例」が 4 件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が 17 件であった。

「虐待の事実が認められた」5 件のうち、介護保険法または老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 2 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 3 件行われた。

表 14 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	33 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4 件
事実確認を行ったが、虐待の事実が確認できなかった事例	17 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	7 件

(3) 都道府県における公表

法第 25 条の規定による都道府県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表については、平成 19 年 8 月 31 日現在で 24 都道府県が実施済みであった。

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数

平成18年度、全国の1,829市町村で受け付けた養介護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、18,393件であった。

### (2) 相談・通報者(表15)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が41.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が13.2%、「被虐待高齢者本人」が11.9%、「民生委員」が9.1%、「警察」が6.8%であった。また、「虐待者自身」からは1.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

表15 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	7,583	1,004	1,682	2,194	2,434	271	1,295	1,249	1,840	298	19,850
%	41.2	5.5	9.1	11.9	13.2	1.5	7.0	6.8	10.0	1.6	—

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

(注2) %は相談・通報総数18,393件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

### (3) 事実確認の状況(表16)

「訪問による事実確認(立入調査事例は除く)」が61.3%、「関係者からの情報収集のみによる事実確認」が27.7%、「事実確認を行ったが、確認の方法が不明」が0.6%、「立入調査による事実確認」が1.4%であり、これらを合わせて91.1%の事例(16,751件)において、何らかの方法で事実確認が行われていた。一方、「立入調査が困難」が0.2%、「訪問拒否等により事実確認が不可能」が0.9%と、合わせて約1%の事例では事実確認が困難であった。

表16 事実確認の実施状況

	件数	%
訪問による事実確認を行った事例 ※立入調査事例は除く	11,282	61.3
関係者からの情報収集のみによる事実確認を行った事例	5,100	27.7
事実確認を行ったが、確認の方法が不明	112	0.6
立入調査による事実確認を行った事例	257	1.4
警察が同行した事例	107	
警察に援助要請したが同行はなかった事例	60	
立入調査が困難であった事例	31	0.2
訪問拒否等により事実確認が不可能だった事例	167	0.9
後日事実確認予定又は対応を検討中の事例	750	4.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待事例ではないと判断し、事実確認を行わなかった事例	694	3.8
合計	18,393	100.0

(4) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という)の総数は、12,575件であった。

一方、虐待を受けたとは思われなかったが、虐待を受ける恐れがある等の理由により、予防的に何らかの具体的な対応を行った事例の総数は、2,460件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等については、1829の市町村のうち、回答に疑問点等がある190の市町村を除く1,639の市町村の回答(相談・通報総数13,965件、虐待判断事例総数9,884件)を対象に集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表17)

「身体的虐待」が64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が35.6%、「介護等の放棄(ネグレクト)」が29.4%、「経済的虐待」が27.4%、「性的虐待」が0.7%であった。

※1件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は虐待判断事例総数9,884件と一致しない。

表17 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6,340	2,908	3,520	71	2,705	15,544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数9,884件と一致しない。

(注2) %は虐待判断事例総数9,884件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性及び年齢(表18、表19)

性別では、「女性」が76.9%、「男性」が22.8%と「女性」が全体の4分の3以上を占めていた。年齢階級別では「80~89歳」が39.8%と最も多く、次いで「70~79歳」が36.8%であり、これら2つの年齢階級を合わせると76.6%と全体の4分の3以上を占めていた。

※1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数9,884件に対し、被虐待高齢者総数は10,030人であった。

表18 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	2,284	7,717	29	10,030
%	22.8	76.9	0.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数9,884件に対し被虐待高齢者総数は10,030人であった。

表19 被虐待高齢者の年齢

	65~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上	不明	合計
人	1,078	3,687	3,987	941	337	10,030
%	10.7	36.8	39.8	9.4	3.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数9,884件に対し被虐待高齢者総数は10,030人であった。



イ. 要介護認定者数 (表 20)

「認定済み」が 67.2% (6,742 人) と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護認定

	人	%
未申請	2,453	24.5
申請中	153	1.5
認定済み	6,742	67.2
認定非該当(自立)	351	3.5
不明	331	3.3
合計	10,030	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 21、表 22)

要介護認定者 6,742 人における要介護状態区分は、「要介護 3 以下」72.8%と、比較的軽度の者が 7 割以上を占めた。また、認知症日常生活自立度は、「Ⅱ以上」が 62.2%であった。

表 21 要介護認定者の要介護状態区分

	人	%
要支援 1	445	6.6
要支援 2	546	8.1
要介護 1	1,392	20.6
要介護 2	1,184	17.6
要介護 3	1,338	19.8
要介護 4	989	14.7
要介護 5	635	9.4
不明	213	3.2
合計	6,742	100.0

表 22 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人	%
自立又は認知症なし	1,179	17.5
自立度Ⅰ	924	13.7
自立度Ⅱ	1,461	21.7
自立度Ⅲ	1,312	19.5
自立度Ⅳ	535	7.9
自立度Ⅴ	106	1.6
認知症あるが自立度不明	779	11.6
自立度Ⅱ以上(再掲)	(4,193)	(62.2)
認知症の有無が不明	446	6.6
合計	6,742	100.0

(注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 23)

「虐待者と同居」が 84.3%と、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 23 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	件数	%
虐待者と同居	8,335	84.3
虐待者と別居	1,072	10.8
その他	201	2.0
不明	276	2.8
合計	9,884	100.0

オ. 世帯構成（表 24）

「未婚の子と同一世帯」が 30.5%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 27.9%であり、両者を合わせると 58.4%と、6 割近くが「子と同居」であった。

表 24 被虐待高齢者の世帯の構成

	件数	%
単身世帯	830	8.4
夫婦二世帯	1,513	15.3
未婚の子と同一世帯	3,011	30.5
既婚の子と同一世帯	2,762	27.9
その他	946	9.6
不明	822	8.3
合計	9,884	100.0

カ. 虐待者との関係（表 25）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 37.1%と最も多く、次いで「夫」が 14.1%、「娘」が 13.5%の順であった。

※ 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

表 25 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1,606	557	4,229	1,543	1,165	287	213	491	532	778	11,401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

(注) 虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者の総数は 11,401 人であった。

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無（表 26）

虐待への対応として、被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」36.2%と、約 3 分の 1 強の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 59.7%と、約 6 割であった。

表 26 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	3,579	36.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	5,899	59.7
対応について検討、調整中の事例	406	4.1
合計	9,884	100.0

イ. 分離を行った事例の対応（表 27）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 35.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 19.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.7%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 490 件のうち、37.1%に当たる 182 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 27 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	1,285	35.9
やむを得ない事由等による措置	490	13.7
面会の制限を行った事例	182	
緊急一時保護	392	11.0
医療機関への一時入院	709	19.8
その他	703	19.6
合 計	3,579	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 28）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 42.3%と最も多く、次いで、「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が 24.3%、「見守り」が 22.0%であった。

表 28 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	件数	%
養護者に対する助言・指導	2,495	42.3
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	609	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	671	11.4
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	1,434	24.3
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	686	11.6
その他	1,464	24.8
見守り	1,300	22.0

（注 1）%は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない 5,899 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

（注 2）「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（平成 19 年度から日常生活自立支援事業）の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 90 件、「利用手続き中」が 127 件であり、これらを合わせた 217 件のうち、市町村長申し立ての事例は 81 例（37.3%）であった。

一方、「地域福祉権利擁護事業の利用」は 205 件であった。

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 18 年度末の状況を調査した。全部で 13 の項目について回答を求め、その結果を表 29 及び図 1 に示す。

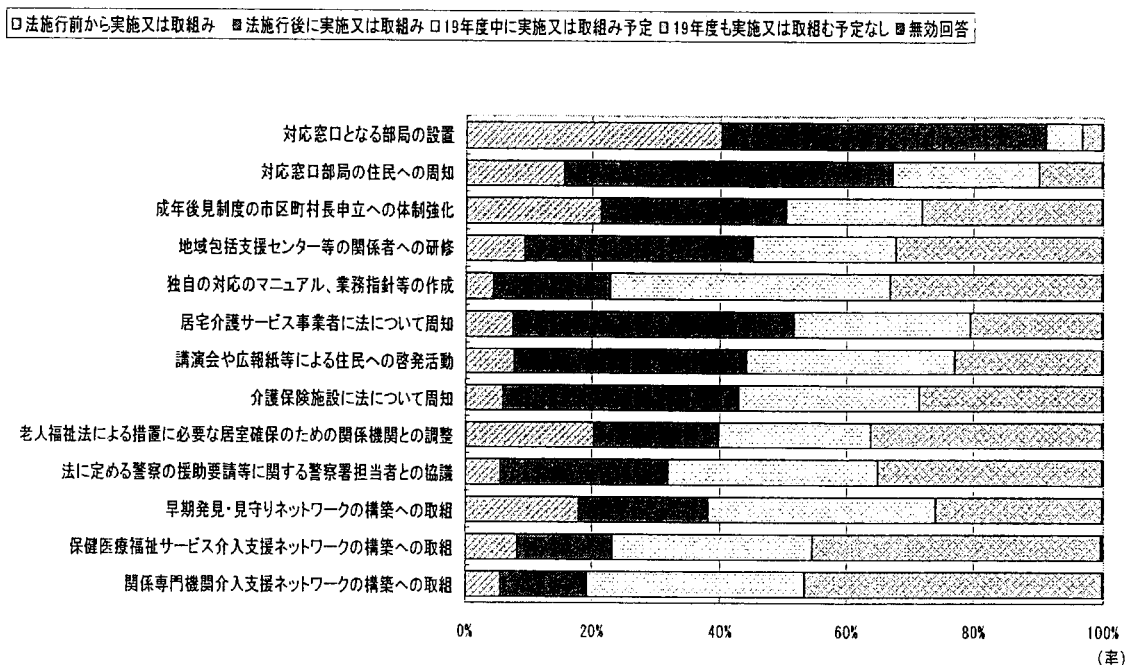
いずれの項目も、高齢者虐待防止法施行が契機となり、体制整備および取組みが促進されたことがわかる。

表 29 市町村における体制整備等に関する状況

(1,829 市町村、平成 18 年度末現在)

		法施行前 から実施 又は取組 み	法施行後 に実施又 は取組 み	(小計)	19 年度 中に実施 又は取組 み予定	19 年度も 実施又は 取組む予 定なし	無効 回答	計
対応窓口となる部局の 設置	数	735	934	1,669	99	59	2	1,829
	%	40.2	51.1	91.3	5.4	3.2	0.1	100.0
対応窓口部局の住民へ の周知	数	285	944	1,229	421	178	1	1,829
	%	15.6	51.6	67.2	23.0	9.7	0.1	100.0
成年後見制度の市区町 村長申立への体制強化	数	391	530	921	395	509	4	1,829
	%	21.4	29.0	50.4	21.6	27.8	0.2	100.0
地域包括支援センター 等の関係者への研修	数	173	653	826	415	587	1	1,829
	%	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	0.1	100.0
独自の対応のマニユア ル、業務指針等の作成	数	81	338	419	806	603	1	1,829
	%	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	0.1	100.0
居宅介護サービス事業 者に法について周知	数	141	803	944	511	371	3	1,829
	%	7.7	43.9	51.6	27.9	20.3	0.2	100.0
講演会や広報紙等によ る住民への啓発活動	数	142	667	809	601	418	1	1,829
	%	7.8	36.5	44.2	32.9	22.9	0.1	100.0
介護保険施設に法につ いて周知	数	109	675	784	527	515	3	1,829
	%	6.0	36.9	42.9	28.8	28.2	0.2	100.0
老人福祉法による措置 に必要な居室確保のた めの関係機関との調整	数	373	356	729	439	660	1	1,829
	%	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	0.1	100.0
法に定める警察の援助 要請等に関する警察署 担当者との協議	数	102	484	586	602	640	1	1,829
	%	5.6	26.5	32.0	32.9	35.0	0.1	100.0
「早期発見・見守りネット ワーク」の構築への取組	数	330	371	701	656	471	1	1,829
	%	18.0	20.3	38.3	35.9	25.8	0.1	100.0
「保健医療福祉サービス 介入支援ネットワーク」 の構築への取組	数	153	273	426	572	826	5	1,829
	%	8.4	14.9	23.3	31.3	45.2	0.3	100.0
「関係専門機関介入支 援ネットワーク」の構築 への取組	数	103	248	351	624	853	1	1,829
	%	5.6	13.6	19.2	34.1	46.6	0.1	100.0

図1 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況



各項目の平成18年度末現在の実施率を比較し表30に示す。「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が91.3%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が67.2%と最も実施率が高かった。一方、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が39.9%、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が38.3%、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が32.0%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が23.3%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が19.2%であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町村内部の体制整備や住民及び介護関係施設・事業所への法の周知等に比べて実施率が低く、平成19年度中に取り組み予定なしという率も高かった。

表 30 市町村における体制整備等の実施率(平成 18 年度末現在)

	%
対応窓口となる部局の設置	91.3
対応窓口部局の住民への周知	67.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	51.6
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	50.4
地域包括支援センター等の関係者への研修	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	44.2
介護保険施設に法について周知	42.9
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	39.9
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	38.3
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	32.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	23.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	22.9
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	19.2

高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議  
(「孤立死」ゼロを目指して) の開催について

## 1 趣 旨

単身高齢者や高齢者世帯のみの世帯が増加している中で、都市部などにおいて、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例等が社会問題となっている。単身高齢者及び高齢者のみの世帯数は今後も増加することが予想される一方、地域のコミュニティ意識の希薄化が指摘されている中で、こうした高齢者等が地域から孤立することのないよう、取り組みを進める必要がある。

このため、孤立死ゼロを目指して、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死ゼロ」を目指して）」（以下「推進会議」という。）を開催し、各地域において実践されている特徴的な取り組みを全国に普及させるとともに、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けて、国民等に提言することとする。

## 2 推進会議の活動内容

- (1) 各地域において実践されている孤立死ゼロに向けた取り組みの普及
- (2) 高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての提言の策定

## 3 推進会議の運営

- (1) 推進会議の委員は、厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長が委嘱する。
- (2) 推進会議の委員は15名以内とし、議長を1名置く。
- (3) 推進会議の委員の任期は、1年とする。
- (4) 議長は、委員の互選により選出する。
- (5) 会議の庶務は、厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室において行うこととし、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、警察庁生活安全局地域課、総務省大臣官房企画課、国土交通省住宅局住宅総合整備課の協力を得るものとする。

## 4 施行期日

本開催要綱は、平成19年8月20日から施行する。

高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議

(「孤立死」ゼロを目指して) 委員名簿 (50音順)

- 安藤 和津 エッセイスト
- 飯田 宏行 千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
- 伊藤 陽子 新宿区健康部長
- 稲垣 紀夫 北海道旭川市消防本部消防長
- 大蔵 豊和 社団法人高層住宅管理業協会業務部次長
- 大澤 義行 全国民生委員児童委員連合会会長
- 兼松 久和 全国自治会連合会会長
- 小池 昭夫 独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部業務収納リーダー
- 渋谷 篤男 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長
- 鷺見よしみ 日本介護支援専門員協会副会長
- 園田真理子 明治大学理工学部建築学科准教授
- 高橋 紘士 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
- 田尻 佳史 日本NPOセンター事務局長
- 永井 愛子 全国老人クラブ連合会副会長
- 野中 博 医療法人社団博腎会野中医院院長

○印は座長。





オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

# 児童虐待に関する現状と課題

2007年10月19日

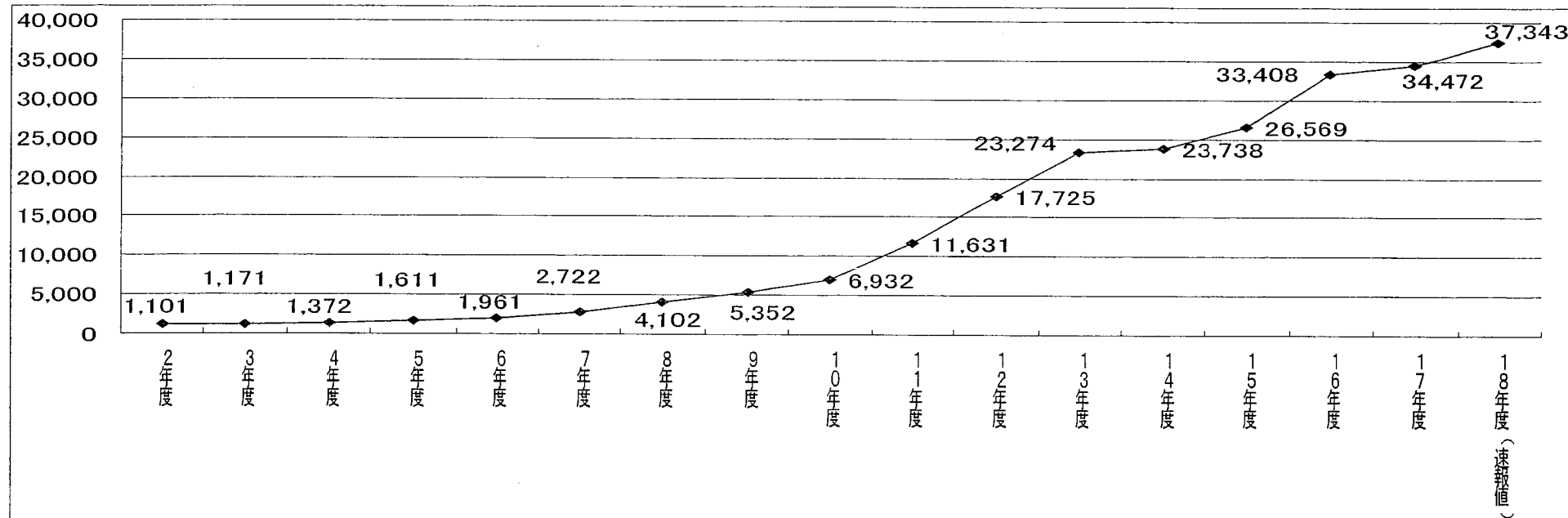
厚生労働省雇用・均等児童家庭局

## 児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、直近の平成18年度(速報値)においては3.2倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(10.56)	(16.10)	(21.13)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.92)	
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,343	

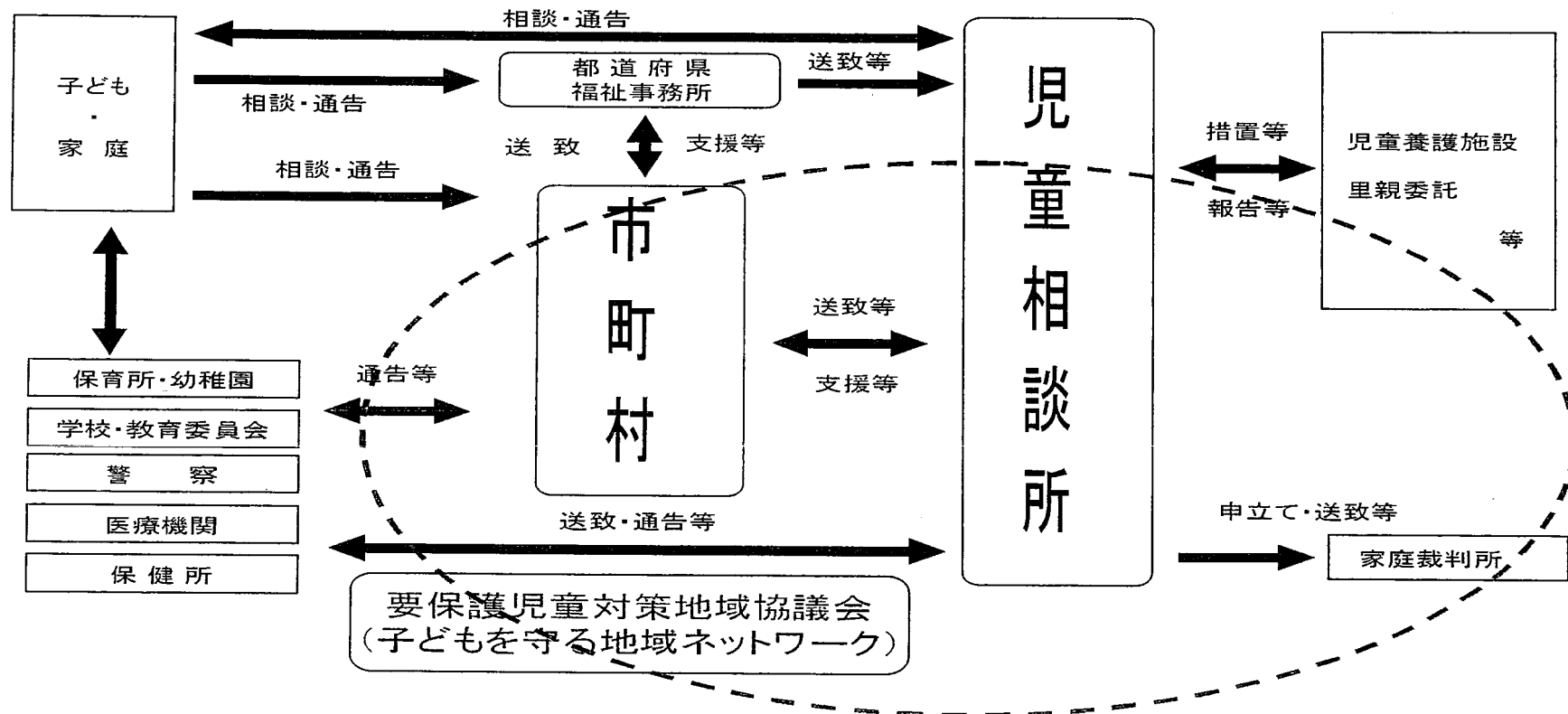
(注) 1. 平成18年度の件数は速報値であり、今後変動することもあり得る。 2. 表中、上段( )内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。



## 地域における児童虐待防止のシステム

○従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、前回（平成16年）の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

○現在、各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置が進められているところ。（平成19年3月末日現在、約85%が設置見込み）



# 要保護児童対策地域協議会について(子どもを守る地域ネットワーク)

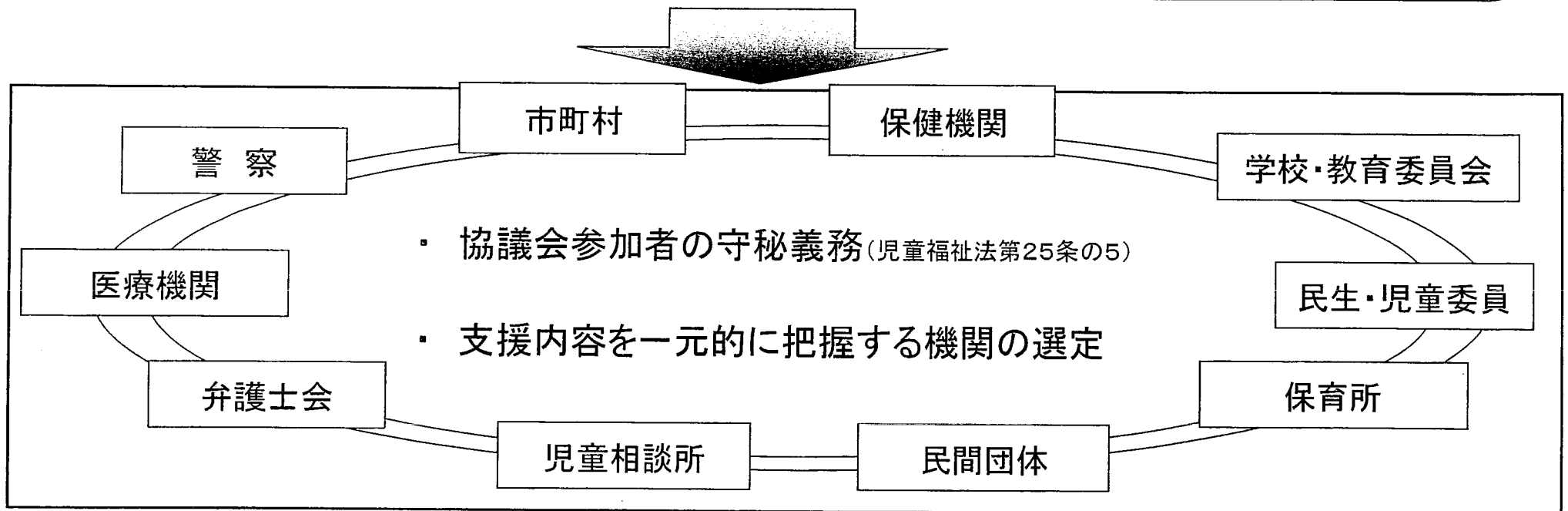
## 果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 市町村における児童家庭相談体制の状況（都道府県別）

○要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数（構成比）		平成19年3月31日 現在（見込み）	平成18年4月1日 現在		平成19年3月31日 現在（見込み）	平成18年4月1日 現在
100%	16 (34.1%)	北海道	86.1%	83.9%	滋賀県	100.0%	100.0%
80%～99%	15 (31.9%)	青森県	69.8%	37.5%	京都府	76.9%	57.1%
60%～79%	15 (31.9%)	岩手県	100.0%	60.0%	大阪府	100.0%	100.0%
40%～59%	1 (2.1%)	宮城県	97.2%	86.1%	兵庫県	100.0%	85.4%
20%～39%	0 (0.0%)	秋田県	64.0%	32.0%	奈良県	64.1%	59.0%
0%～19%	0 (0.0%)	山形県	100.0%	100.0%	和歌山県	73.3%	60.0%
		福島県	75.0%	26.2%	鳥取県	94.7%	84.2%
		茨城県	90.9%	56.8%	島根県	100.0%	81.0%
		栃木県	96.8%	54.5%	岡山県	92.0%	65.5%
		群馬県	68.4%	56.4%	広島県	100.0%	65.2%
		埼玉県	100.0%	95.8%	山口県	81.8%	77.3%
		千葉県	100.0%	73.2%	徳島県	95.8%	91.7%
		東京都	77.4%	69.4%	香川県	88.2%	76.5%
		神奈川県	100.0%	100.0%	愛媛県	90.0%	40.0%
		新潟県	68.6%	60.0%	高知県	65.7%	54.3%
		富山県	86.7%	86.7%	福岡県	58.5%	39.1%
		石川県	100.0%	84.2%	佐賀県	65.2%	52.2%
		福井県	100.0%	100.0%	長崎県	91.3%	60.9%
		山梨県	96.4%	75.9%	熊本県	95.8%	77.1%
		長野県	64.2%	40.7%	大分県	100.0%	72.2%
		岐阜県	100.0%	100.0%	宮崎県	67.7%	45.2%
		静岡県	95.2%	92.9%	鹿児島県	63.3%	49.0%
		愛知県	100.0%	87.3%	沖縄県	65.9%	43.9%
		三重県	100.0%	62.1%	全国	85.1%	69.0%

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握



家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、  
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子  
育て経験者等について、人材発掘・研修を  
行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問  
事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会  
(虐待防止ネットワーク)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

平成19年度「生後4ヶ月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	118	65.6%	83	46.1%	滋賀県	18	69.2%	14	53.8%
青森県	19	46.3%	12	29.3%	京都府	19	73.1%	16	61.5%
岩手県	32	91.4%	22	62.9%	大阪府	19	44.2%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	30	83.3%	兵庫県	27	65.9%	23	56.1%
秋田県	15	60.0%	4	16.0%	奈良県	21	53.8%	16	41.0%
山形県	30	85.7%	22	62.9%	和歌山県	17	56.7%	13	43.3%
福島県	33	56.7%	21	35.0%	鳥取県	15	78.9%	6	31.6%
茨城県	31	70.5%	21	47.7%	島根県	18	85.7%	14	66.7%
栃木県	20	64.5%	18	58.1%	岡山県	18	66.7%	19	70.4%
群馬県	27	71.1%	15	39.5%	広島県	20	87.0%	12	52.2%
埼玉県	28	40.0%	26	37.1%	山口県	16	72.7%	10	45.5%
千葉県	35	62.5%	17	30.4%	徳島県	12	50.0%	8	33.3%
東京都	31	50.0%	45	72.6%	香川県	12	70.6%	9	52.9%
神奈川県	15	45.5%	17	51.5%	愛媛県	8	40.0%	5	25.0%
新潟県	32	91.4%	25	71.4%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	5	33.3%	福岡県	32	47.0%	33	50.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	9	39.1%
福井県	15	88.2%	8	47.0%	長崎県	22	95.7%	16	69.6%
山梨県	26	92.9%	21	75.0%	熊本県	32	66.7%	13	27.1%
長野県	71	87.7%	45	55.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	28	66.7%	16	38.1%	宮崎県	11	36.7%	7	23.3%
静岡県	35	83.3%	26	61.9%	鹿児島県	28	57.1%	12	24.5%
愛知県	36	57.1%	38	60.3%	沖縄県	29	70.7%	20	48.7%
三重県	25	86.2%	15	51.7%	全国計/平均	1210	68.5%	897	49.7%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年6月1日現在(予定も含む。)

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要抜粋）

社会保障審議会児童部会  
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会  
第3次報告（平成19年6月22日）

## 検証方法

- 平成17年中に子ども虐待による死亡事例として把握された70例（86人）について、心中以外の事例51例（56人）、心中事例19例（30人）それぞれについて分析

## 結果

### 1 年齢 — 0歳児の死亡割合は約4割の水準 —

- 心中以外の事例では、0歳が最も多く、約4割となっている。  
（0歳児の死亡数に占める割合：H16年46.0%（23人）、H17年38.5%（20人））

### 2 動機 — 望まない妊娠は低年齢児の死亡リスクの大きな要因 —

- 心中以外の事例の3歳未満では、望まない妊娠が25.0%、子どもがなつかないなどや保護を怠ったことがともに20.0%。

### 3 妊娠期の問題 — 母親自身が何らかの葛藤を有している可能性があるケースが約2割 —

- 心中以外の事例の妊娠期の問題について、母子健康手帳未発行、望まない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診の3つのいずれかがあった子どもは17.9%（10人）。



#### **4 地域社会との接触** —地域社会との接触が乏しい事例が約7割—

- 心中以外的事例では、平成16年の検証結果と同様に、地域社会との接触がほとんどないもしくは乏しいと考えられる家庭の割合が高く、69.5%(16例)となっていた(心中事例では15.8%:3例)。

#### **5 関係機関の関与**

##### **① 児童相談所の関与** —関与事例の割合が減少

- 心中以外的事例に関し、児童相談所の関与している割合は、H15年50.0%、H16年31.3%、H17年19.6%と減少。しかし、児童相談所の関与事例(10例)のうち、4例は児童相談所として虐待とは判断せず、2例も一部の者のみが虐待と認識し、組織全体として認識を持っていなかった。

##### **② 児童相談所以外の関係機関の関与** —適切なリスク判断と児童相談所との連携が課題—

- 関係機関との接点はあったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例は、H15年25.0%、H16年27.1%、H17年45.1%と増加傾向。

#### **6 児童相談所による安全確認** —アセスメントの強化と適切な措置の実施が必要—

- 児童相談所が関与した10例のうち、最終安全確認の時期が死亡前1か月以内の事例が70%。

#### **7 心中事例** —事例収集や分析が必要—

- こども虐待の観点からの心中事例の検討はほとんどなされていないのが現状であり、心中事例の収集や分析を行い、対策の検討を進めることが必要。

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度予算概算要求)

### 【現 状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中  
⇒ 85.1%の市町村で設置(平成19年3月末見込み。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題  
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、11.4%(平成18年4月・市町村の相談支援担当職員の状況)



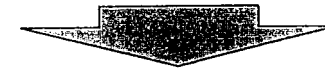
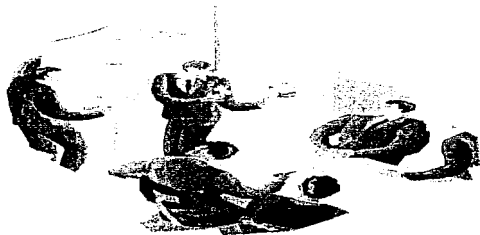
市町村が実施する地域ネットワークの機能強化のための取組を支援するため、下記の条件を満たす市町村に交付金を交付。

1. 調整機関に児童福祉司と同様の資格を有する者を配置すること。
2. 児童虐待の事例について、適時、個別ケース検討会議を開催するとともに、定期的に、実務者会議を開催し、個別ケースの進行管理等を行うこと。
3. 地域ネットワーク構成員を対象とした研修(講習)を実施すること。



### コーディネーター(調整機関職員)の専門性強化

- 児童福祉司の資格取得や事例研修等の継続研修など



### ネットワーク構成機関の機能強化

- ネットワーク構成員を対象とした研修・指導等の機会の提供など



\* 調整機関職員の資格取得の促進を図るため、都道府県等が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」(児童虐待・DV対策等総合支援事業)について、市町村職員も対象とする。

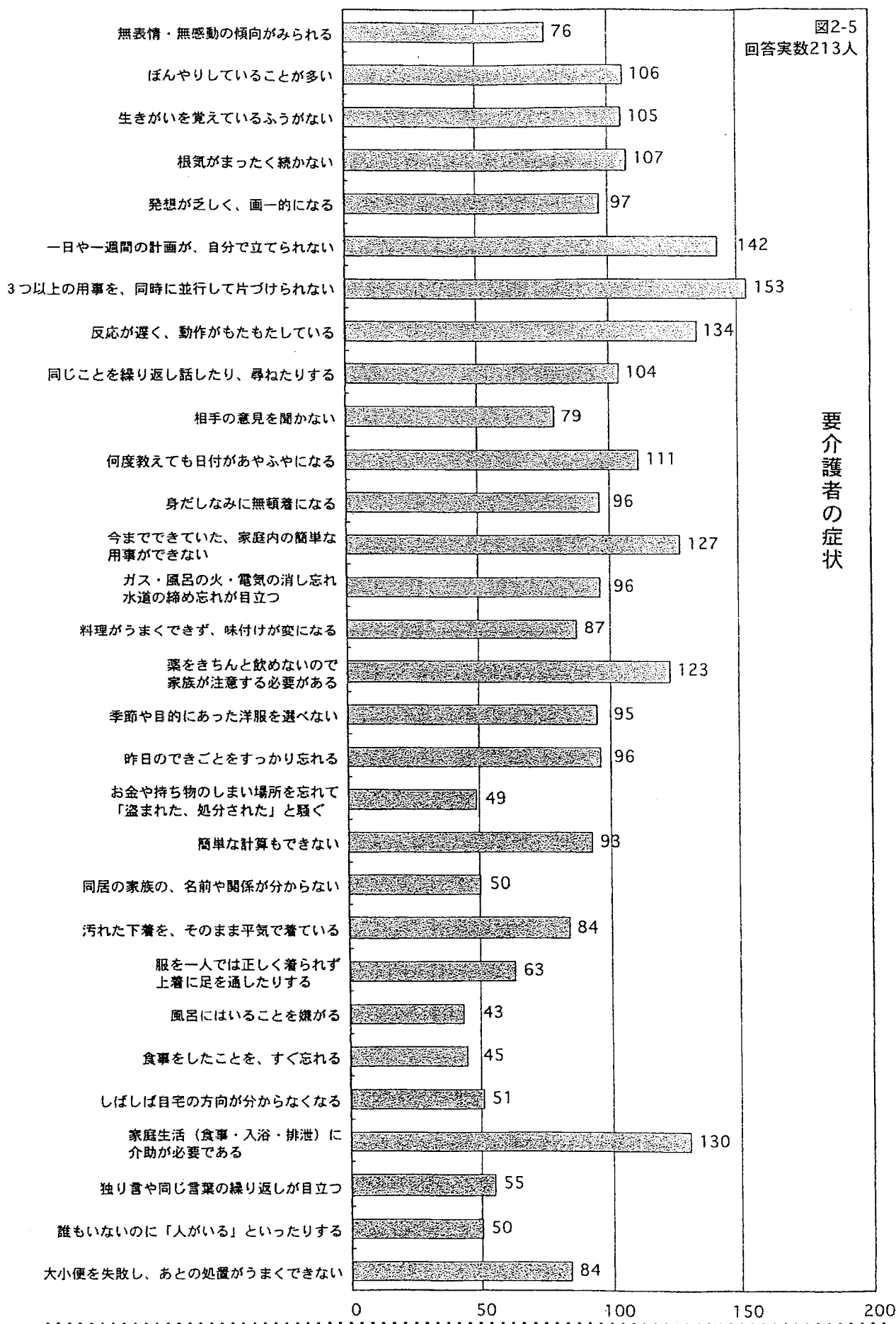
平成19年10月19日

『これからの地域福祉のあり方に関する研究会』  
意見報告 資料

「地域で安心して老いるために願うこと」

釧路地区障害老人を支える会  
(たんぼぼの会)  
会長 岩淵 雅子

1. たんぼぼの会の中で～「足の一本でも折れてくれたら…」
2. 「ぼけた人の命を守ってください」～徘徊老人SOSネットワークづくりへ
3. SOSネットワーク10年の検証と地域の力
4. 家族介護の実態調査から見える認知症の人と家族
5. 若年性認知症の人と家族の支援とネットワークづくり
6. 共に支え合う地域づくりをめざして～新しい「つながり」の再生を



症状からみた痴呆の状態

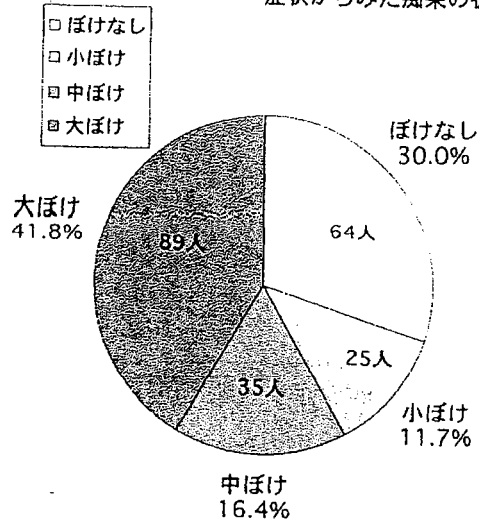
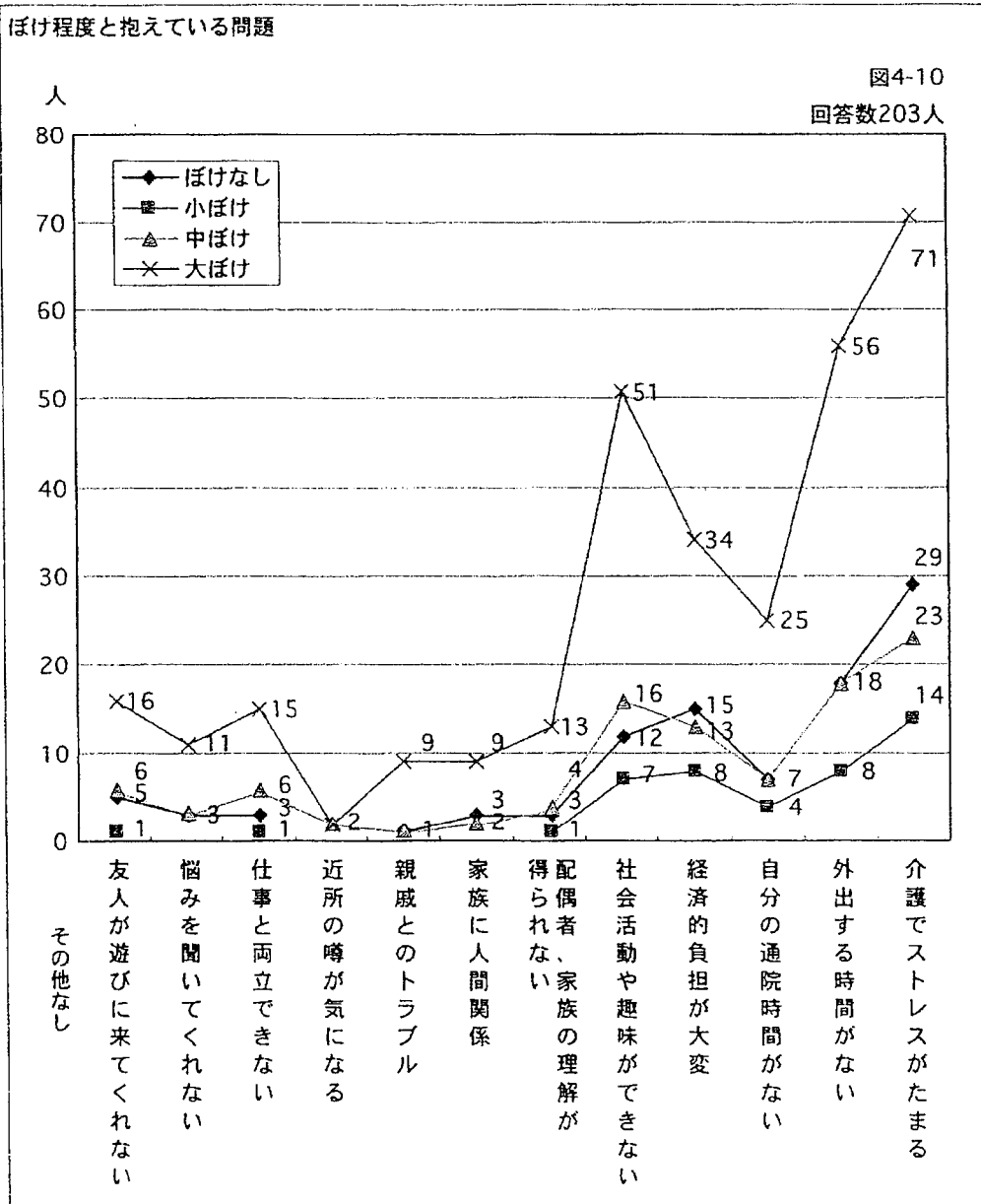


図2-6  
回答数213人

- 小ぼけ：家庭生活では支障がないが、家庭の外、世間にとると社会活動面で様々な支障がある。
- 中ぼけ：身の回りの事は自分でやれても家庭内のことができない。
- 大ぼけ：身の回りのことも自分でできなくて介護がある。見かけや態度は大人だが理解や判断力は幼児レベル。

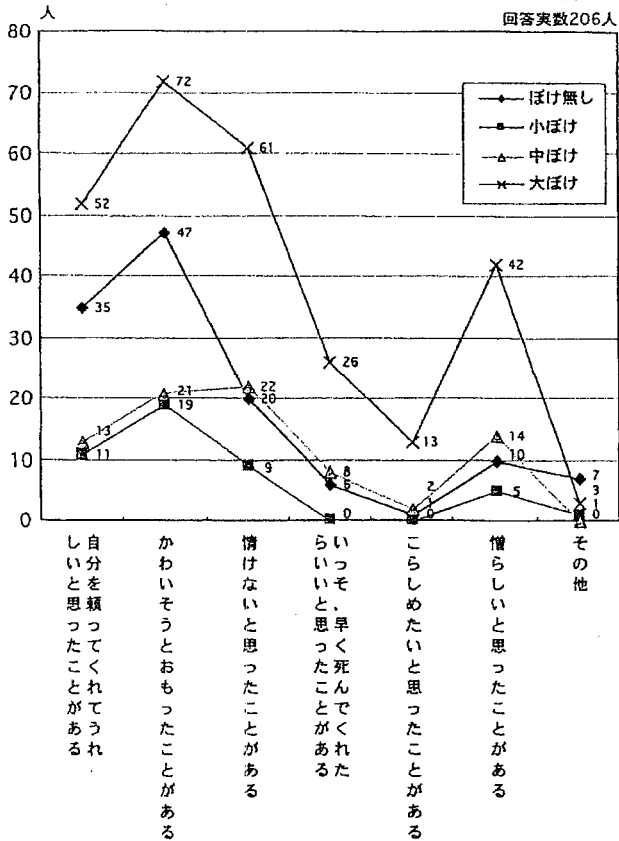
8. 介護上の問題



ぼけの程度と要介護者への感情

図4-13

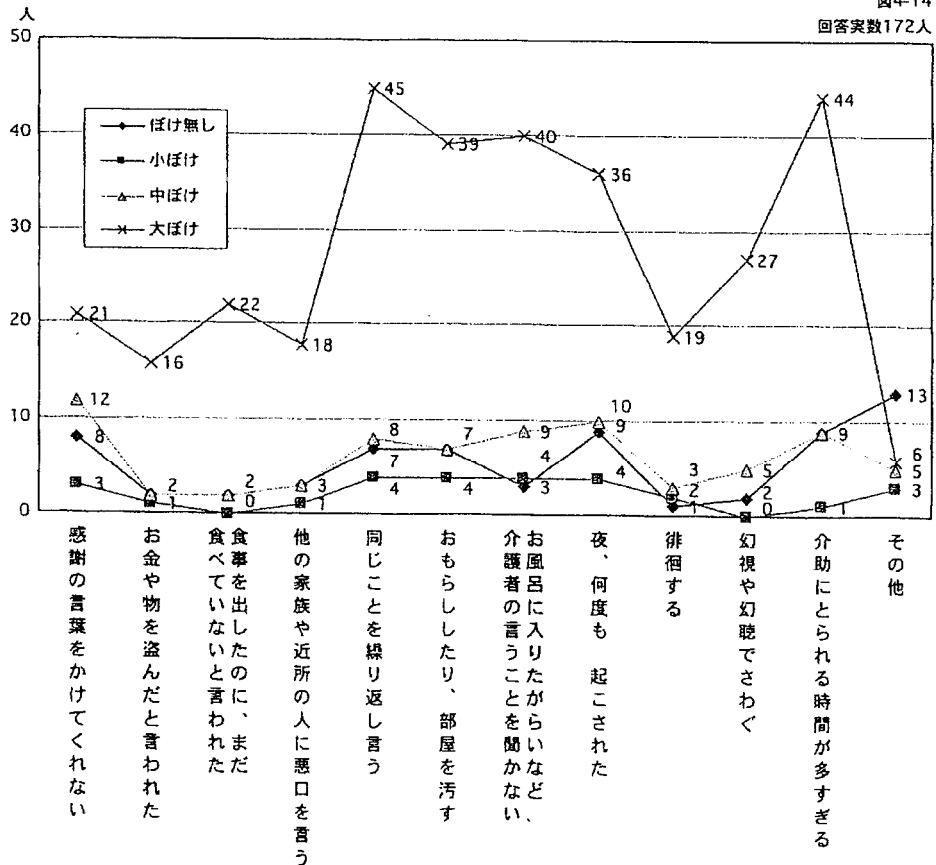
回答実数206人



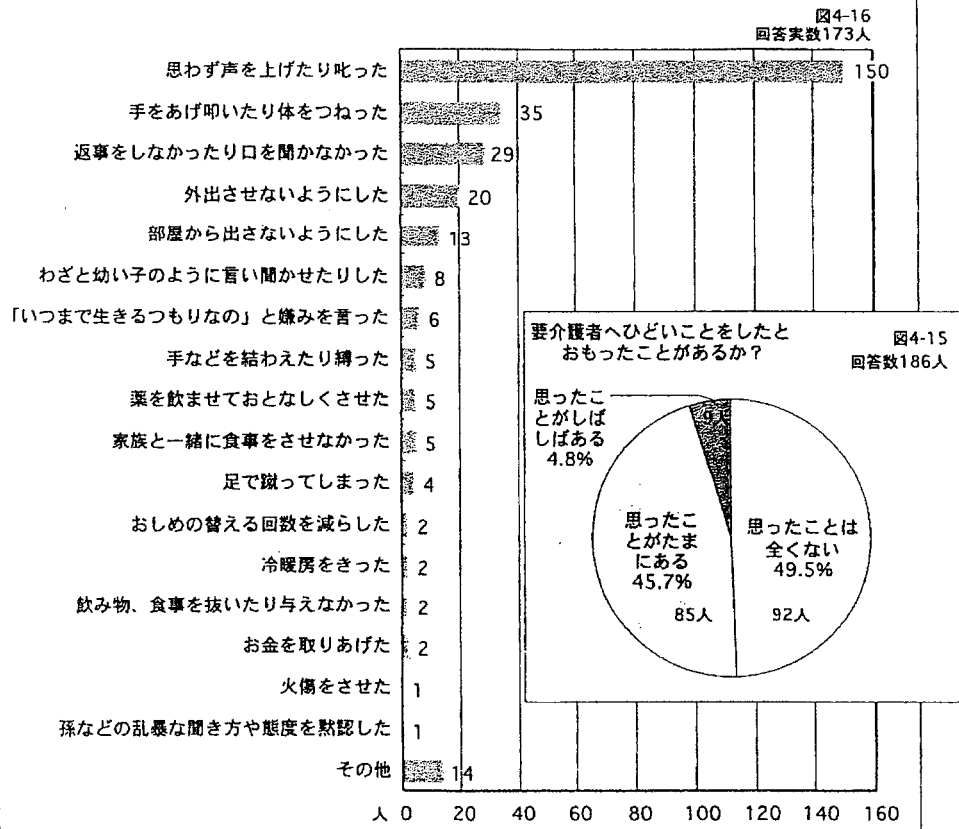
ぼけの程度とトラブル

図4-14

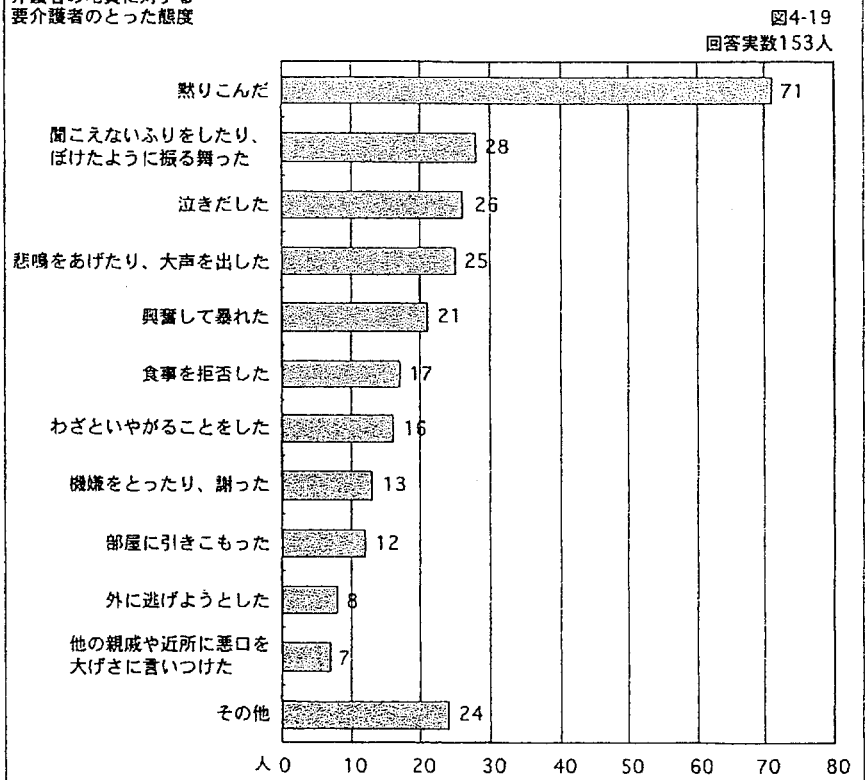
回答実数172人

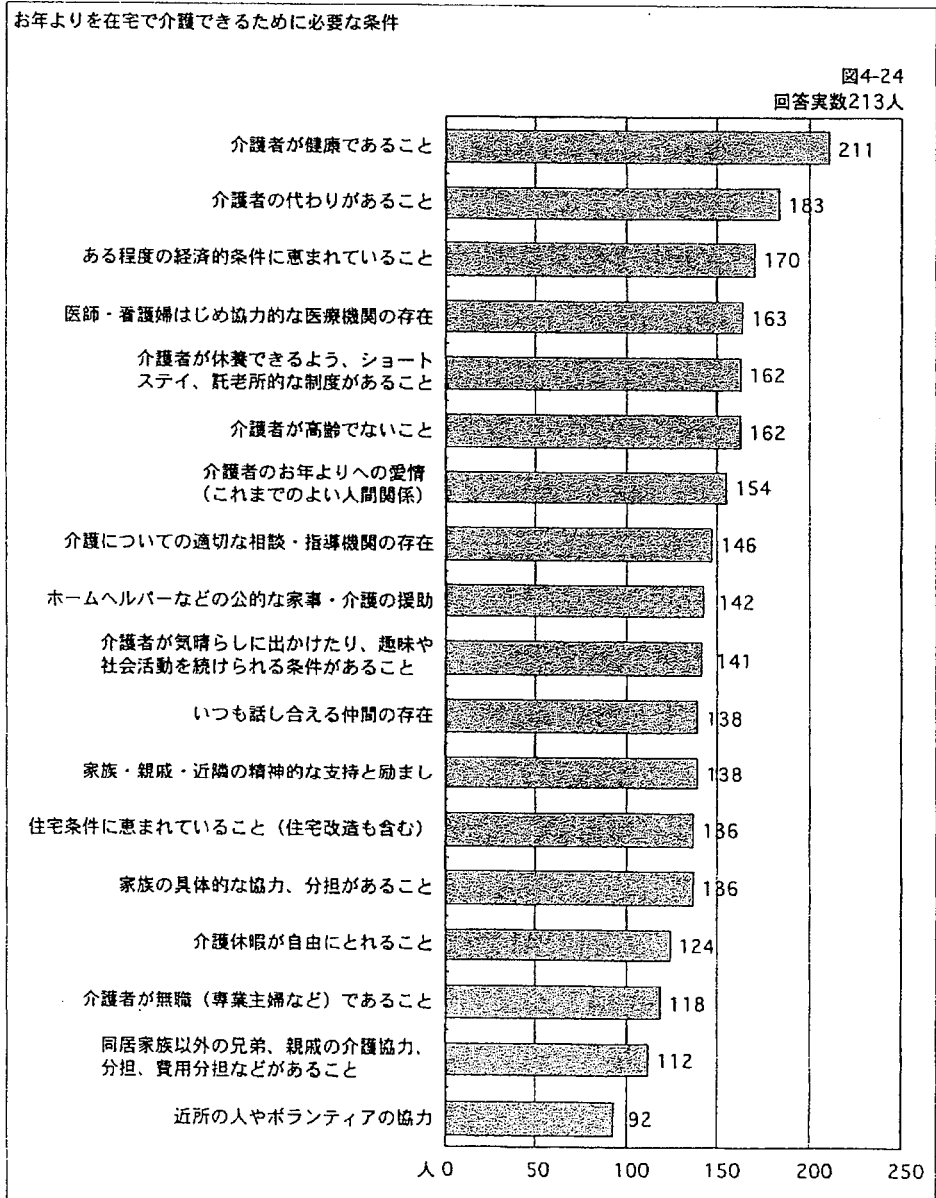
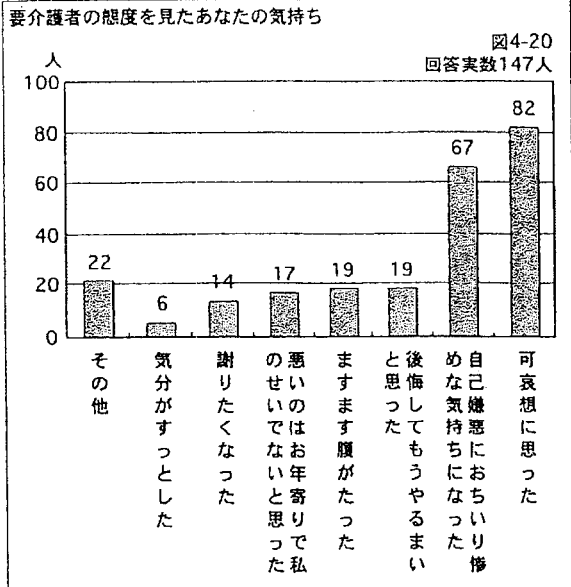


要介護者への態度



介護者の叱責に対する要介護者をとった態度







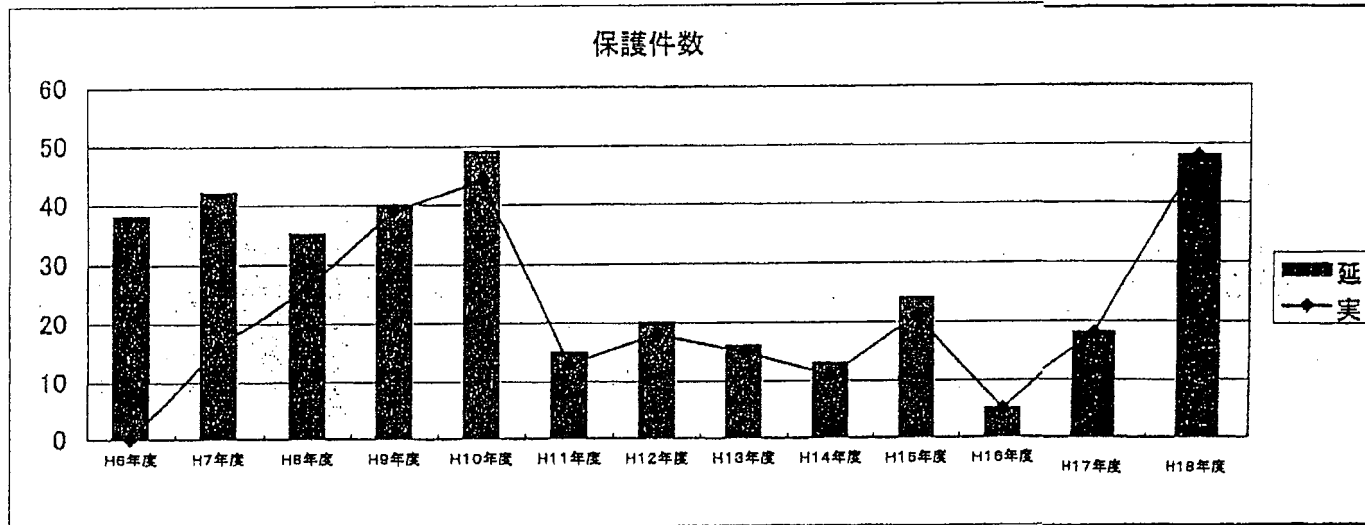
## SOSネットワーク 利用状況(H6～H18)

(各年度3月末現在)

### 1 件数

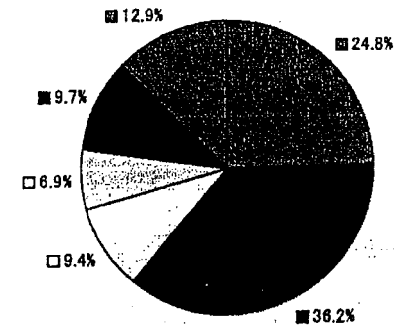
	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
実	0	16	26	39	44	13	18	15	11	21	5	18	48
延	38	42	35	40	49	15	20	16	13	24	5	18	48
死亡				2	1			1	1			1	1
不明				1			1					1	
計	38	42	35	43	50	15	20	17	14	24	5	20	49

### 保護件数



- 警察官
- 通行人
- 家族等
- タクシー
- 自力
- その他

### 発見者



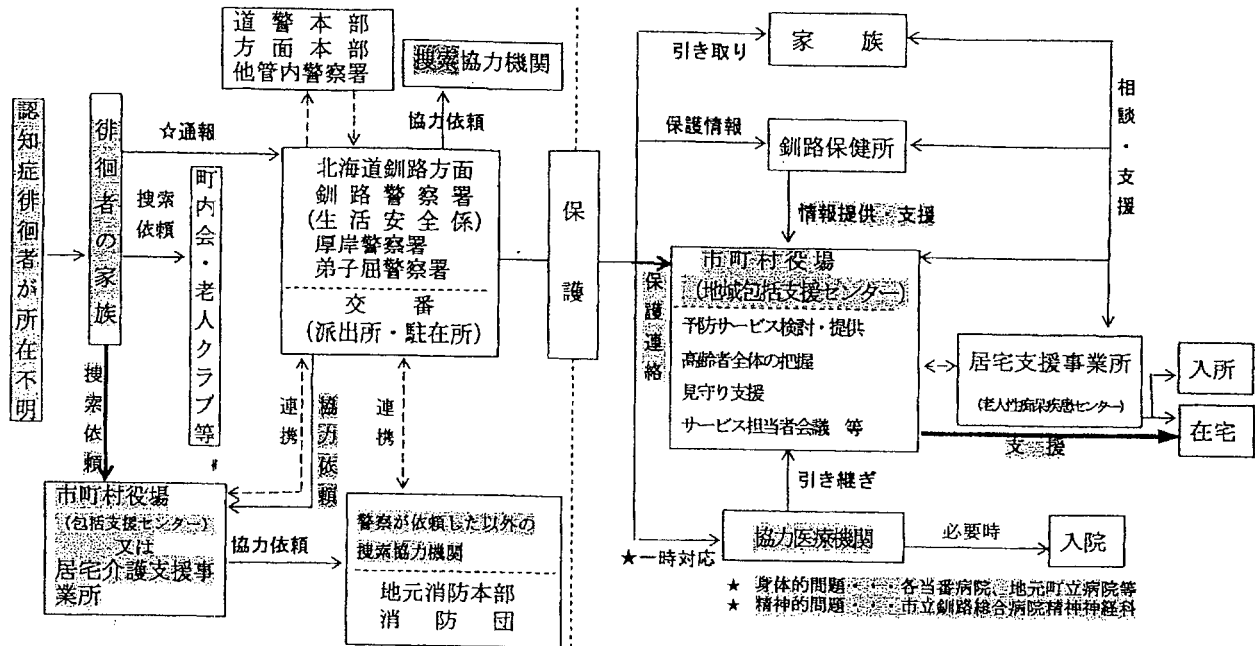
※その他

消防(1)、店員(4)、会社員(1)  
 バス運転手(1)、病院職員(2)、施設職員(8)  
 大学職員(1)、捜査員(1)、町村職員(1)、保健師(1)

- ・保護件数に関しては、平成6年度から10年度までは、延30から50件で推移。
- ・平成11年度からは10～20件台に減少し平成16年度には5件となったが17年度以降増加に転じている。
- ・実延では平成7年度は複数回保護されるお年寄りが多かったが、8年度以降実延件数に大きな差は見られない。

釧路地域SOSネットワークフローチャート

※網掛け部分変更



注1 警察からの捜索協力機関 市町村役場への協力依頼は家族同意必要  
 注2 連絡用紙による通報（電話）の後、発見されなければ、正式の捜索願の提出

図1 徘徊老人の年齢別内訳 (1994-2003)

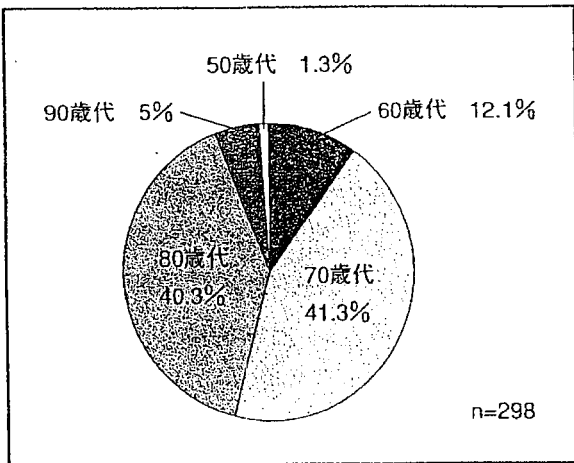
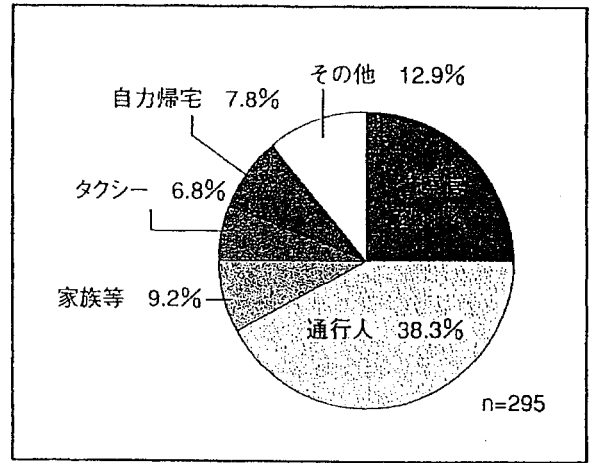


図2 徘徊老人の発見者の属性 (1994-2003)



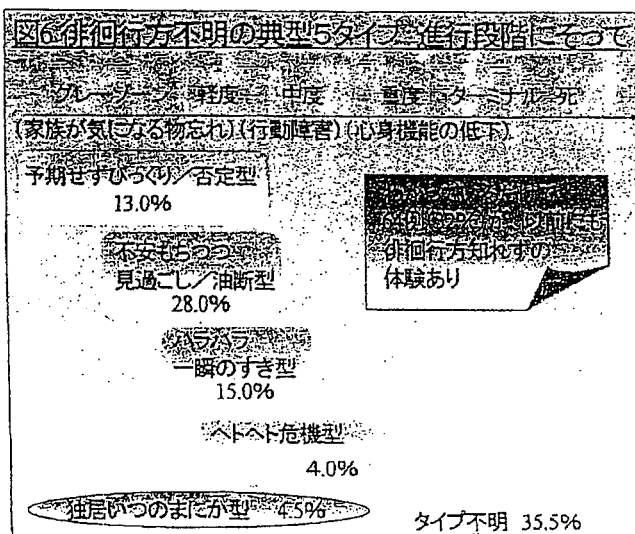
(図1、2出典) 平成16年度SOSネットワーク連絡会議資料より

表4 不明にいたる誘因

- ◎ (ささいな) ストレスを抱えて
  - ・先立つ失敗 (いつもの簡単なことができない)
  - ・簡単なことが思い出せない (子供の住所) 忘れ物 (家の鍵)
- ・人に仕事を言い付けられて
  - 夫にタクシーを誘導するよういわれて
  - 家の前の雪かき、目を離したすきに
- ・直前に家族と小さないさかい、しかられて
- ◎居場所の変更
  - ・転居、子供の家に移り住み
  - ・遊びに行く、子供のところ
- ◎老老介護 (介護者も痴呆気味、気づき・対応の遅れ等)
- ◎ (日中) 独居

表7 本人のことは、みつかった時

- うちがわからなくなった
- 道に迷ってしまった (夜、玄関先からいなくなって)
- デパートに買い物にきた。帰り方がわからなくなった、と
- 散歩しているうちに帰る道がわからなくなった。  
家まで送って欲しい
- (自分で交番にたどり着いて)、  
頭がばかになった、帰り道がわからない、と
- 夫の命日で花を取りに山にいった。
- よそのおじいさんへ会ってたばこをご馳走になった
- 野菜をとりに来た (墓地でみつかった)



相談できる体制づくりを

釧路・障害老人を支える会 20周年記念研修会

介護が必要な在宅高齢者に対する虐待に関する調査...

春日教授が講演

二十四日、春日教授は「高齢者の虐待」...

地域のネットワーク化が必要

高齢者虐待

私が高齢者虐待の研究を始めたのは十五年前...

介護の現場から一参加者の声



実例を基に対策や今後の方策を考えた特別研修会

隠れた虐待に目を 金銭問題も多発

司会 実際の介護現場では、かかったケースを教えてください。...



「自業自得のような言われ方も問題」と高齢者虐待の特徴を指摘する春日教授

# ひとり暮らし高齢者 安否確認事業も

## 10月2日 痴ほうケア問題で講演会

ひとり暮らしの高齢者や、高齢になっても生活がままならない高齢者を支援するお年寄り支援センターが、この秋の会として決定したお年寄り支援センターの活動報告会。今年度は、お年寄り支援センターの活動報告会。今年度は、お年寄り支援センターの活動報告会。今年度は、お年寄り支援センターの活動報告会。

### 発足20周年「たんぽぽの会」



20周年の準備活動の様子、右端が新役員

同会が2004年9月、お年寄り支援センターの会として発足したお年寄り支援センター。お年寄り支援センターの会として発足したお年寄り支援センター。お年寄り支援センターの会として発足したお年寄り支援センター。

同会が今年度から、お年寄り支援センターの会として発足したお年寄り支援センター。お年寄り支援センターの会として発足したお年寄り支援センター。お年寄り支援センターの会として発足したお年寄り支援センター。

(第三種郵便物取扱可)



調路の「たんぽぽの会」

## 初の男性介護者の集い

### 9月10日 情報交換をする場に

近年、増加中の男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。

当日は午前10時30分から午後5時まで、調路の会にて開催。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。男性介護者の集い。

## 痴ほう介護サポーター養成講座

# 介護家族を支援

### 障害老人を支える会

予定人員の2倍 1000人が殺到

# 熱気であふれる

国の「痴呆支援事業」で痴ほう性老人の在宅生活を支援する「痴ほう介護サポーター」の養成講座が31日と1日、釧路市総合福祉センターで開かれた。予定定員の2倍の1000人が受講し、熱気にあふれた研修となった。

(坂上めぐみ)



これは北海道ほけ老人を支える家族の会の事業として釧路地区障害老人を支える会(たんぼほの会・岩淵雅子会長)が釧路では初めて主催した。釧路市の「痴ほう性高齢者家族を支援する事業」と連携し、講座修了者は市の支援員登録を行って有償で希望家庭に派遣されることになることから、介護を任事にしていないあるいは資格を持っていない40代、50代の受講者が殺到した。

痴ほう介護サポーター

## 市の制度化にも期待

は、介護保険では受けられるサービスが少ない上、住み慣れた場所を過ごすのが最良とされる痴ほう性老人の在宅介護を支援するもので、介護家族支援が大きな目的。2日間の日程で、痴ほう介護の専門家が痴ほうとは何か、高齢者への理解、その家族への理解などをテーマに講義、演習を行った。

道ほけ老人を支える家族の会の立野新平名誉会長の演習では、痴ほうのお年寄りへの対応の基本は「説得より納得である」と参加者がグループ討議を行った。介護家族の会である主催者のたんぼほの会の岩淵会長は「施設に頼らず、在宅介護を長続きさせるには介護家族への支援が最大の課題。会としても市からたくさんの方の支援員が派遣されるよう制度化してほしい」と期待をかけている。

と期待をかけている。

グループで熱気あふれる討議を行った痴ほう介護サポーター養成講座

平成十五年六月二日付 釧路新聞より転載

「冬月荘」初のイベントとなった料理会を楽しむ地域住民ら



高齢者、障害者らが支え合い生きる場

# 冬月荘が本格始動

釧路

## 地域住民交え料理会も

障害者や高齢者、生活保護受給者、母子家庭の人たちが福祉制度の枠を超え、支え合いながら生活、就労する場「コミュニティハウス冬月荘」(釧路市米町)が、本格始動した。十一日には地域住民らと交えた料理会が開かれ、参加者からは「温かい雰囲気、居心地がいい」と好評で、今後もイベントが続々と行われる予定だ。

(村田亮)

冬月荘は、二階を支援の必要な人たちが居住の場、一階を地域住民と交流する場とし、NPO法人「地域生活支援ネットワークサロン」(日置真世事務局長代表)が、民間

企業の元社員寮を使い九月に開設。この一カ月、道内各地の行政関係者らの視察が相次いでいる。実質的なスタートとなるこの日の料理会には、子育て中の親子や住民ら

約十五人が参加。調理師を招いてピザやスープを作ったが、冬月荘を運営する常駐コーディネーターらは講師や出席者、主催者などの枠を排除し、できる限り全員が協力し

合えるような雰囲気づくりに目指したという。幼少期にいいじめを受け、学校に通わなくなり、今も社会とかわる機会がないという無職の女性(28)は「ほかの参加者から」ピザの作り方を教えてもらいました。ふれあいがあるとよかった」と笑顔で話していた。

十三日には、釧路地区障害老人を支える会(た

んぼの会)が午前十時から、認知症の介護家族のつどいと医療相談会を実施。十四日からは母子家庭の母親を対象とした市主催のパソコン教室の補習の場として活用、三十日には料理会に次ぐイベントとして歌謡会を午後一時から行う。

冬月荘は、生活保護者が高齢者を介護、高齢者が母子家庭の子育てをサポートすることで、それぞれが生きがいを見出し、自立への道筋をつけることを目指している。

現時点で居住者はいないが、日置事務局長代表は「多くの人に集まってもらい、冬月荘の可能性を探りたい」という。問い合わせは冬月荘 ☎0154・655・1465へ。

# 社会福祉協議会の現状

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課



## 社会福祉協議会の位置づけ

- 社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っている民間団体。
- 市区町村、都道府県を単位に1つに限り設置（市町村社会福祉協議会は同一都道府県内の2以上の市町村での広域設置可）。
- 全国の市町村、都道府県・指定都市及び中央の各段階に組織され、中央と都道府県段階では全て社会福祉法人格を取得している。1983年には社会福祉事業法に市町村社会福祉協議会が規定されたことにより、市町村段階の法人化がすすみ、現在ではほぼ100%に近い法人化率。
- 2000年の社会福祉法改正において、より住民に身近で、地域福祉推進の担い手である市町村社会福祉協議会を社会福祉協議会の基礎単位と位置づけるとともに、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」にあることを法律上明記した。

## 活動の沿革

昭和24年、GHQによる「社会福祉に関する協議会の設置」の指示、参議院厚生委員会による勧告で、「中央一都道府県一市町村にわたって一貫し、しかも社会事業の各分野を包括するような、新しい理念にもとづく合理的な社会事業振興連絡機関の創設が不可欠」との指摘があり、これらを受け、戦後の混乱とGHQの公私分離の原則により活動が弱体化していた日本社会事業協会(明治41年設立の中央慈善協会が前身。社会事業団体・施設経営者が主たる会員)と日本民生委員連盟、軍人援護会を母体とする同胞援護会が統合し、昭和26年1月中央社会福祉協議会(現:全国社会福祉協議会)が結成された。

### <草創期>

昭和24年、GHQが「社会福祉に関する協議会の設置」指示。昭和26年、中央社会福祉協議会(現在の全国社会福祉協議会)及び都道府県社会福祉協議会設立。その後順次、市町村社会福祉協議会設立

### <要援護者中心の対応期>(昭和20年代~30年代半ば)

戦災孤児や引揚者への援護活動、民生委員との協働での低所得者支援、子供会などの児童健全育成、共同募金運動を推進

### <地域組織化推進期>(昭和30年代後半~昭和40年代半ば)

地域ニーズの把握、障害者支援事業等の組織化、地域住民団体等の組織化による問題解決活動を推進

### <住民参加推進期>(昭和40年代後半~昭和50年代後半)

各地でのボランティアセンターの設置、住民参加による食事サービス等の先駆的な在宅福祉サービスを推進

### <事業型社協推進期>(昭和60年代~現在)

福祉関係八法改正、「国民の福祉への参加指針」等により、住民の参加を得ながら社会福祉事業等の取り組みを総合的に推進

(出典:中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会資料 平成10年3月5日)

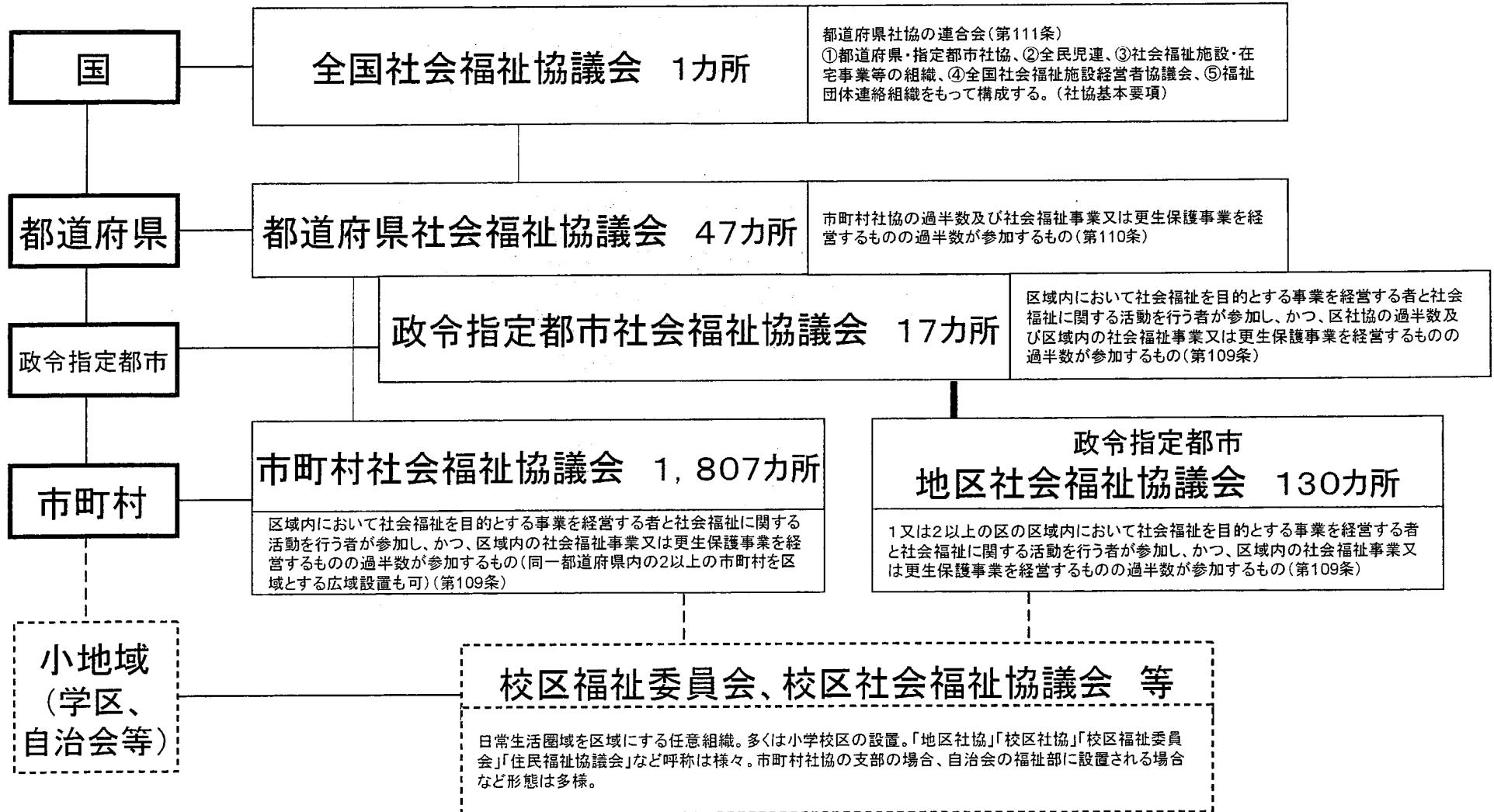
# 沿革

	1955年	1965年	1980年	1990年	2000年	
法律の位置づけ	<p>&lt;1951年&gt;</p> <p>都道府県協議会と社会福祉協議会連合会を規定</p>			<p>&lt;1983年&gt;</p> <p>市町村社会福祉協議会に関する規定を追加</p>	<p>&lt;1990年&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政令市の地区協議会に関する規定を追加</li> <li>○ 市区町村・地区協議会は、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業を行うこと</li> <li>・ 社会福祉を目的とする事業の企画・実施に努めること</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;1992年&gt;</p> <p>事業に、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行うことを追加</p>	<p>&lt;2000年&gt;</p> <p>「地域福祉の推進を目的とする団体」であることを明示</p>
国の関連施策	<p>&lt;1949年&gt;</p> <p>GHQが示した「社会福祉行政に関する6項目」の中で、社会福祉活動に関する協議会の創設が挙げられた。</p> <p>&lt;1951年&gt;</p> <p>厚生省事務次官立ち会いのもと、日本社会事業協会、全国民生委員連盟、同胞援護会の首脳が会談。3団体が一体となって社会福祉協議会の確立促進にあたることを宣明。</p>	<p>&lt;1963年&gt;</p> <p>全国社会福祉協議会に企画指導員、各都道府県社会福祉協議会に福祉活動指導員を設置(国庫補助)</p> <p>※指定都市社協は1965年</p>	<p>&lt;1966年&gt;</p> <p>市町村社会福祉協議会に福祉活動専門員を設置(国庫補助)</p>	<p>&lt;1991年&gt;</p> <p>「ふれあいのまちづくり事業」開始</p> <p>&lt;1994年&gt;</p> <p>福祉活動指導員設置費を一般財源化</p> <p>&lt;1999年&gt;</p> <p>福祉活動専門員設置費を一般財源化</p>		
	<p>&lt;1952年&gt;</p> <p>小地域社会福祉協議会組織の整備について(厚生省社会局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郡市町村等の協議会の自発的・民主的な組織化をすすめること</li> <li>・ 経費は共同募金配付金及び構成員からの会費等をもってあてること</li> <li>・ 市町村当局も一構成員として分担金・委託金を支出するよう指導されたいこと</li> <li>・ 中央においても地方財政平衡交付金に市町村社会福祉協議会交付金として財政措置を講じているから承知願いたいこと</li> </ul> <p>他</p>		<p>&lt;1967年&gt;</p> <p>共同募金の実施について(厚生省社会局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会の職員の人件費、事務費等については、なるべく速やかにそれ自体の会費収入及び国、地方公共団体の補助金等によって賄い、共同募金の配分金に、一部であるにせよ依存しないことが望ましいので、国は勿論、地方公共団体においても公費補助の増額に努力するとともに、社会福祉協議会においても、会費収入の増加等について努力すること。</li> </ul>			

## 構 成

- 市町村社会福祉協議会は、区域内の社会福祉を目的とする事業を經營する者（社会福祉施設等）、社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。
- 都道府県社会福祉協議会は、区域内の市町村社会福祉協議会、社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。
- また、関係行政庁が支配する事態を避ける趣旨から、関係行政庁職員は役員総数の5分の1を超えることはできないこととされている。

# <全国の体系及び構成>



※それぞれの社協数は、平成19年10月1日現在の数。

## 事業

- 現在、社会福祉協議会を通じて地域における社会福祉に関する活動が活発にすすめられているが、その具体的内容は、それぞれの地域の実情に応じたものであり、多岐にわたっている。

(主な事業)

- ア ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- イ ふれあいサロンやいきいきサロン等、住民のつながりの場の提供
- ウ 民生児童委員や近隣住民などによる小地域での見守りネットワークづくり
- エ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- オ ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等、介護保険サービスによる生活の支援
- カ 食事サービスや入浴サービスの実施等、高齢者・障害者への生活支援サービス
- キ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)
- ク 母子家庭組織への支援、子供会・クラブの組織化等、児童への生活支援サービス
- ケ 生活福祉資金の貸付や各種相談活動の実施
- コ 共同募金への協力

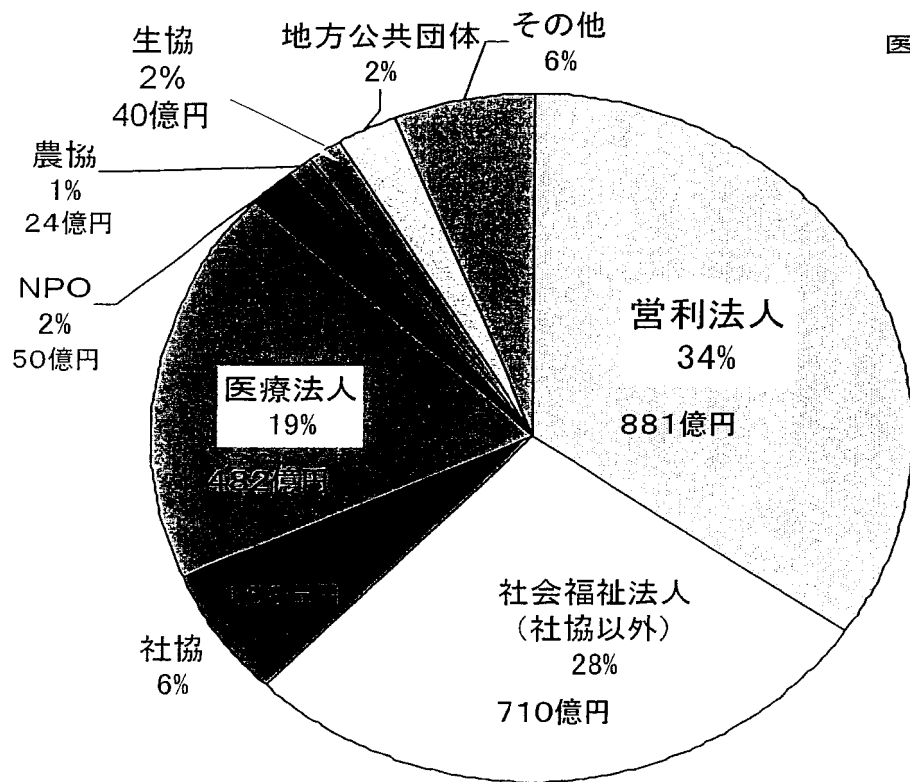
\* 詳細は資料7  
(全国社会福祉協議会)参照

- 介護保険制度導入後は介護保険事業の訪問介護事業を実施する市町村社協は73.5%(2006年調査)である。
- 1999年10月からは、日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理などの実施・相談窓口となり地域福祉のより一層の推進を図っている。
- 昨今では、全国ネットワークを活かした災害時の要援護者支援活動に実績。
- 厚生労働省では、これら事業を支援するため、全国社会福祉協議会の活動や都道府県・市町村社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業、地域福祉を推進するための先駆的な取り組みへの助成を通じて社会福祉協議会の活動推進を図っている。

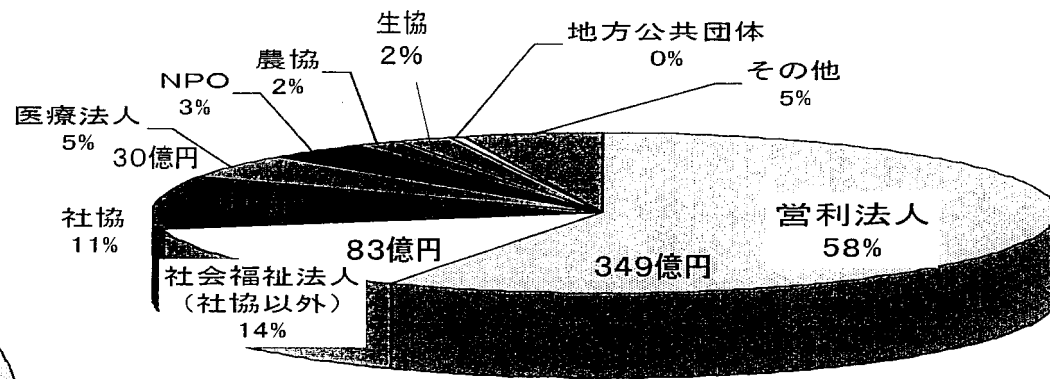
# 介護保険の在宅サービスにおける社協のシェア 費用額（平成16年12月サービス分）

○ 在宅サービスでは、社協のシェアは、6%で月間158億円の規模。  
○ 訪問介護では社協は11%、通所介護では社協は9%のシェア。

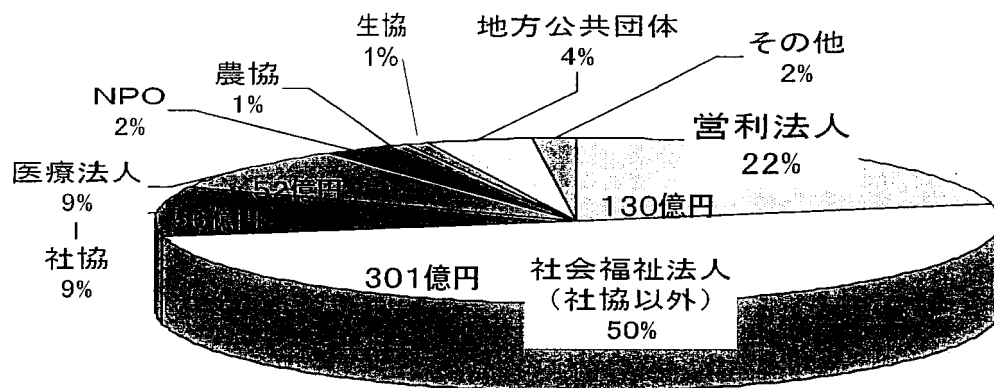
○在宅サービスの費用額:2,555億円  
(16年12月サービス分)



○訪問介護の費用額:603億円



○通所介護の費用額:599億円



介護給付費実態調査より作成

## 社会福祉協議会の主な事業

全国社会福祉協議会	
法的位置付け	社会福祉法 第111条
構成	都道府県社会福祉協議会により構成
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県社会福祉協議会の指導・連絡</li> <li>・(各種)福祉施設協議会の運営</li> <li>・全国民生委員・児童委員連合会の運営</li> <li>・中央福祉人材センターの運営</li> <li>・中央福祉学院の運営</li> <li>・全国ボランティア活動振興センターの運営</li> <li>・関係機関・団体の連絡調整</li> <li>・モデル事業の実施</li> <li>・調査・研究事業の実施</li> <li>・福祉関係図書の出版</li> <li>・国際社会福祉協議会への参画</li> </ul>

	都道府県・指定都市社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
法的位置付け	社会福祉法 第110条(都道府県社会福祉協議会)	社会福祉法 第109条
組織	区域内の市町村社会福祉協議会、社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加	区域内の社会福祉を目的とする事業を営む者(社会福祉施設等)、社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加
法人化率	100%	99.1%
設置数	67ヶ所	1,937ヶ所 (指定都市を除く。23区および指定都市の区を含む。)



	<p>連絡調整 (都道府県・指定都市社協 法第110条) (市町村社協 法第109条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村社会福祉協議会の連絡調整</li> <li>・社会福祉施設連絡協議会の事務局運営</li> <li>・民生委員・児童委員協議会の事務局運営</li> <li>・老人クラブ連合会の事務局運営</li> <li>・関係機関・団体の連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区社会福祉協議会の創設、指導、連絡調整</li> <li>・社会福祉施設の連絡調整</li> <li>・民生委員・児童委員協議会の事務局運営</li> <li>・老人クラブ連合会の事務局運営</li> <li>・関係機関・団体の連絡調整</li> </ul>	
事業	<p>住民参加を進める事業 (都道府県・指定都市社協 法第110条) (市町村社協 法第109条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターの運営</li> <li>・広域的ボランティア団体の支援</li> <li>・ボランティア体験月間の推進</li> <li>・福祉教育協力校の指定、補助</li> <li>・ホームヘルパーの養成研修(通知)</li> <li>・社会福祉大会</li> </ul>	<p>(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターの運営</li> <li>・ボランティア団体の支援</li> <li>・ボランティア体験月間の実施</li> <li>・福祉教育の推進</li> <li>・福祉講座、介護講座等の実施</li> <li>・ふれあい広場(地域での交流イベント)</li> <li>・小地域住民福祉座談会</li> </ul> <p>(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</p>
	<p>住民参加による事業 (都道府県・指定都市社協 法第110条) (市町村社協 法第109条)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域福祉活動(見守り、訪問活動、いきいきサロン等)(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</li> <li>・食事サービス</li> <li>・家事援助サービス</li> <li>・手話通訳派遣(通知・地域生活支援事業の実施について)</li> <li>・福祉施設訪問</li> <li>・障害者、老人のレクリエーション、スポーツ</li> </ul>
	<p>受託事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者総合相談センター(通知・高齢者総合相談センター運営事業の実施について)</li> <li>・介護・実習普及センター(通知・介護実習・普及センター運営事業の実施について)</li> <li>・福祉人材センター(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</li> <li>・福祉施設経営指導事業(通知・福祉施設経営指導事業の実施について)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館(通知・児童館の設置運営について)</li> </ul>
	<p>介護保険事業</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援(介護保険法)</li> <li>・訪問介護(介護保険法)</li> <li>・通所介護(介護保険法)</li> </ul>
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金への協力(通知・共同募金の実施について)</li> <li>・生活福祉資金の貸付(通知・生活福祉資金の貸付けについて)</li> <li>・日常生活自立支援事業(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</li> <li>・運営適正化委員会(法第83条)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金への協力(通知・共同募金の適正実施について)</li> <li>・生活福祉資金の貸付(通知・生活福祉資金の貸付けについて)</li> <li>・日常生活自立支援事業の実施(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</li> <li>・歳末慰問、激励金品の配布(独自)</li> </ul>

## 社会福祉協議会に対する国の補助

(全国社会福祉協議会に対し補助するもの)

事業名	事業内容	19年度予算額
全国社会福祉協議会に対する補助 (民間社会福祉事業助成費補助金)	ボランティア活動の振興や民生委員活動の充実など、地域福祉の総合的な推進を図る観点から、民生委員情報支援事業や福祉基礎研修事業、全国ボランティアセンター運営事業、中央福祉人材センター運営事業、福祉サービスの第三者評価事業等への補助	220,738千円

(社会福祉協議会が実施主体となっている事業に対し補助するもの)

事業名	事業内容	18' 交付決定	19' 予算
地域福祉等推進特別事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る。(平成19年度創設)(実施主体：都道府県・指定都市・市区町村・社協等)	701,447千円 (※19年度協議額)	200億円 の内数(メニュー事業)
日常生活自立支援事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう支援する事業 (実施主体：都道府県・指定都市社協)	1,992,154千円	
生活福祉資金貸付事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	低所得者、障害者及び高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長等を図るため、資金の貸付と必要な援助指導を行う事業。 (実施主体：都道府県社協)	696,740千円	
運営適正化委員会設置運営事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	福祉サービスに関する利用者からの苦情を解決するための運営適正化委員会の設置運営事業。 (実施主体：都道府県社協)	245,379千円	

## 職 員

- 2003年時点の職員は11万人、うち一般事業職員\*<sub>1</sub>(非常勤含む)は2万人、経営事業職員\*<sub>2</sub>(非常勤含む)は9万人。
- 2003年時点の社会福祉士資格保有者数は、一般事業職員1552人、経営事業職員1211人。地域福祉活動担当が含まれる一般事業職員の社会福祉士資格保有率は7.3%。

### ＜職員数＞

	1997年	2000年	2003年
一般事業職員	17,276	19,043	21,222
(常 勤)	15,840	17,025	18,536
(非常勤)	1,436	2,018	2,686
経営事業職員	48,580	70,400	91,262
(常 勤)	32,289	39,487	45,336
(非常勤)	16,291	30,913	45,926
合 計	65,856	89,443	112,484

\*1 一般事業職員：事務局長、事務職員、地域福祉活動担当等

\*2 経営事業職員：ホームヘルパー、デイサービス等在宅サービス、通所・入所施設関係職員

全社協調へ

<人口規模別 市町村社会福祉協議会職員数(平均)>

	介護保険事業等あり	介護保険事業等なし
全国平均	一般事業：常勤16、非常勤10 経営事業：常勤19、非常勤20 ----- 合計) 65人	一般事業：常勤16、非常勤10 ----- 合計) 26人
1万人	一般事業：常勤 6、非常勤 2 経営事業：常勤 8、非常勤 6 ----- 合計) 22人	一般事業：常勤 6、非常勤 2 ----- 合計) 8人
5万人	一般事業：常勤18、非常勤 9 経営事業：常勤25、非常勤29 ----- 合計) 81人	一般事業：常勤18、非常勤 9 ----- 合計) 27人
10万人	一般事業：常勤28、非常勤17 経営事業：常勤32、非常勤33 ----- 合計)110人	一般事業：常勤28、非常勤17 ----- 合計) 45人
20万人	一般事業：常勤36、非常勤14 経営事業：常勤34、非常勤59 ----- 合計)143人	一般事業：常勤36、非常勤14 ----- 合計) 50人
30万人以上	一般事業：常勤47 非常勤30 経営事業：常勤34 非常勤44 ----- 合計)155人	一般事業：常勤47 非常勤30 ----- 合計) 77人

<都道府県社会福祉協議会職員数(例)>

A県 人口 60万人 常勤24人、非常勤31人 (合計)55人  
 B県 人口184万人 常勤23人、非常勤24人 (合計)47人  
 C県 人口559万人 常勤58人、非常勤24人 (合計)82人

全社協調べ

# 社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)一抜粋一

## (目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

## (地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
  - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
  - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
  - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第一百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第九十九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。